

平成30年村上市議会第3回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成30年9月28日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第 93号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第 94号 村上市合併特例措置逕減対策準備基金条例を廃止する条例制定について
議第 95号 村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結について
議第 96号 （仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結について
議第 97号 市有財産の譲与について
- 第 4 議第 98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について
議第 99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について
- 第 5 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第115号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 第7 議第123号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議員発議第4号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
 議員発議第5号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
- 第9 議員発議第6号 C型肝炎感染被害者の救済を求める意見書の提出について
 議員発議第7号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について
- 第10 議員発議第8号 公立小・中学校における空調設備設置の導入促進に関する意見書の提出について
- 第11 議員発議第9号 議第96号(仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議
- 第12 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件
 議事日程に同じ

○出席議員(24名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	9番	鈴木いせ子君
10番	本間清人君	11番	川村敏晴君
12番	小杉和也君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君

19番	長谷川	孝君	20番	小林	重平君
21番	佐藤	重陽君	22番	大滝	国吉君
23番	大滝	久志君	24番	山田	勉君
25番	板垣	一徳君	26番	三田	敏秋君

○欠席議員（1名）

8番 板垣千代子君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋	邦芳君
副市長	忠	聡君
教育長	遠藤	友春君
総務課長	佐藤	憲昭君
財政課長	田邊	覚君
政策推進課長	東海林	豊君
自治振興課長	大滝	寿君
税務課長	建部	昌文君
市民課長	尾方	貞一君
環境課長	中村	豊昭子君
保健医療課長	信田	和正君
介護高齢課長	小田	正浩君
福祉課長	山田	和浩君
農林水産課長	大滝	敏文君
地域経済振興課長	川崎	光一君
観光課長	竹内	和広君
建設課長	伊与部	善久君
都市計画課長	山田	知行君
下水道課長	早川	明男君
水道局長	川村	甚一君
会計管理者	松田	明君
農業委員会事務局長	鈴木	美宝君

選管・監査 事務局 長	佐	藤	直	人	君
消 防 長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	大	西	恵	子
係 長	鈴	木		涉

午前 9時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は24名です。欠席の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、11番、川村敏晴君、25番、板垣一徳君を指名いたします。ご了承願います。

学校教育課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで7日の一般質問について理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） おはようございます。先日の長谷川議員の一般質問で吉浦小学校の閉校年度についてのお尋ねの件でございますが、吉浦小学校は平成7年度に閉校しております。その後、土地の一部を平成18年に売却をしております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

最初に、9月6日に最大震度7を記録いたしました北海道胆振東部地震におきましては、広い範囲で甚大な被害が発生し、9月20日現在道内で41人の方のとうとい命が失われました。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました皆様の一日も早い復旧をご祈念申し上げる次第であります。この地震において、新潟県から職員派遣の要請があり、県内他自治体職員と一緒にチームにいがたとして勇払郡安平町に9月20日から25日までの6日間と9月25日から30日までの6日間、被害認定調査業務の応援職員としてそれぞれ職員2名を派遣をいたしております。

また、8月30日から9月1日にかけての豪雨により、粟島浦村において土砂災害等が発生し、相互援助協定に基づき、9月25日から27日までの3日間、土木技師職員3名を派遣をいたしました。今後第二弾として10月28日から11月2日までの6日間、同じく土木技師職員3名を派遣する予定といたしているところであります。

次に、本定例会初日の諸般の報告におきまして、大雨等による被害状況をご報告いたしました以降の災害状況についてご報告をいたします。9月4日の台風21号の接近に伴う避難の対応及び被害状況についてであります。新潟地方気象台から、4日午後8時ごろ本市に最接近し、台風通過後の同日未明から5日の早朝にかけ南西風の吹き返しにより断続的な降雨が見込まれ、土砂災害のあった箇所について警戒する旨の情報がありました。8月30日からの豪雨により、山北地区では地盤が緩んでおり、今後さらに降雨により山北地区全域で再び土砂災害のおそれがあることから、まだ風雨が強まらない時間帯の午後4時に山北地区全域に避難準備・高齢者等避難準備開始を発令し、発令と同時に避難所として開設中の山北ゆり花会館を含む4カ所の避難所を山北地区に開設いたしました。避難所の状況といたしましては、避難者数は最大で山北ゆり花会館で35名、さんぼく会館で21名、小俣ふれあいセンターで8名、桑川ふれあいセンターで2名の計66名が避難されております。内訳につきましては男性が20名、女性が46名、また65歳以上の高齢者の方の避難者は53名でありました。翌日の9月5日午前5時56分には大雨警報も解除となり、午前9時に避難準備・高齢者等避難準備開始を解除し、山北ゆり花会館を除く3カ所の避難所を閉鎖をいたしました。

なお、さきに避難勧告を発令し、継続していた荒川集落においては、村上地域振興局地域整備部の懸命な県道の応急工事により土砂災害の危険性がなくなったことで、村上地域振興局と協議の上、9月5日午後4時30分に荒川集落1世帯2人への避難勧告を解除をいたしました。また、勝木集落3世帯3人への避難勧告につきましても、土砂災害への対応が進み、居住者の安全対策が確保されたことにより9月14日午後3時30分に避難勧告を解除をいたしております。なお、8月30日からの豪雨と9月4日の台風21号の被害につきましては、別添の資料のとおりであります。

次に、職員の処分等についてであります。本年5月18日の豪雨災害対応の際、防災行政無線の屋内戸別受信機から避難情報が放送されなかった事案に関する村上市職員懲戒審査委員会からの答申について、改めて外部の専門的知見からの意見の聴取を行い、対応の内容について検討を行ったところであります。これに加え、8月6日に発生をいたしました非常勤特別職職員の加害による交通死亡事故の件、本定例会でご指摘のあった観光案内パンフレットの不備記載の件、村上市スケートパーク建設工事請負契約の変更に関する不適正事務処理の件について、村上市職員懲戒審査委員会に諮問し、このたび答申があったところであります。この答申に基づき、今後速やかに対応をすることといたしているところであります。

また、これら職員の一連の不祥事につきましては、私自身管理監督者としての責任を痛感いたしておるところであります。事の重大さに鑑み、私を含め副市長、教育長の処分については、直ちに

行うことが必要であると考え、本日追加議案としてご提案させていただいたところであります。改めて、議員各位並びに市民の皆様には、深くおわびを申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議第93号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第94号 村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定について

議第95号 村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結について

議第96号 （仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結について

議第97号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第93号から議第97号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第93号から議第97号までの5議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月11日及び12日の2日間にわたり、いずれも午前10時から市役所第1委員会室において、11日は委員全員、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、12日は委員全員、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと委員会を開会いたしました。

初めに、議第93号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、4トンダンプが前もってできていた陥没にタイヤがはまったのか、ダンプが通った後に陥没したのかとの質疑に、朝行くときには何もなかったが、帰り荷物を積んで追加した後、陥没した。5月の大雨で路盤面が浸食したものと思われる。

また、委員より、100対ゼロで払いしているが、積載量の問題はなかったのかとの質疑に、休み明けに一報をもらい、市ではコーンを設置し、当事者から陥没した状況の写真をもらい、保険会社からも話を聞き、予見のできない案件と判断しましたとの答弁。

また、委員より、24時間の危機管理体制をもう少し考えてみてはとの質疑に、土日、夜間であろうと当直から連絡が来る。24時間体制は、各所管で体制を組んでいる。なお、一層強化しますとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第94号 村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、合併後10年がたった。交付税算定措置の推移はとの質疑に、平成28年から5年間で逓減、毎年度2億円ずつ減少が見込まれる。今年度は2億円に至っていないが、今後も2億円程度逓減で、平成33年には10億円程度減少が見込まれるとの答弁。

また、村上市も、あれだけためてきた財政調整基金の残高は今幾らあるのかとの質疑に、5億4,000万円強ですとの答弁。

また、委員より、平成28年以降基金が目減りすることで、今20億円たまったからと一緒くたに財政調整基金に繰り入れるのは財政のテクニクできないかとの質疑に、今回は思わぬ豪雪や自然災害があり、今後また大雨被害等があった場合、外からの財源がないために今基金を組み替えて財調として使わない限り対応できない状況との答弁。

また、委員より、急なお金が必要になって、取り崩して置きかえるということだが、大災害がいつ来るかわからないのに5億円や10億円で市民の生命、財産が守れるのか。30億円くらいなければ安定したものとは言えないとの質疑に、当市においては20億円から30億円の財政調整基金は必要と思うとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたところ、財政のトリックとしか思えないので、断固反対するという反対討論が1件ありました。

起立採決の結果、議第94号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第95号 村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、何社入札したのかとの質疑に、17社指名して14社が参加しました。

また、委員より、設置費用も含めたものかとの質疑に、設置までであるとコスト削減から分離発注しましたとの答弁。

また、委員より、東中学校は何人分つくっているのかとの質疑に、朝日さくら小学校と小川小学校がふえるので、500から600食ぐらいになりますとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第95号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第96号 (仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結

について、この案件は9月12日、当委員会において原案のとおり可決すべきものと決定したのですが、審査終了後、当該契約にかかわる工事施工管理上の不備が確認されました。このことは、当日の審査において理事者から説明不足、またそれによる委員側の理解不足のまま審査が行われたことが確認され再び審査を行うことになりました。

9月20日、市役所第1委員会室において、委員全員、市長、教育長、副市長、総務課長、財政課長、生涯学習課長、議会事務局長出席のもと、総務文教常任委員会を開会しました。

初めに、理事者から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、変更契約として出てきている議案そのものが今の状態では存在しないのではないかとの質疑に、存在しないことはないが、違法の状態であるから、このままにしておくわけにはいかない。これを認めるのか否決するのか、それを審議しなければならないとの答弁。

委員より、課長に報告はあったが、その上に報告しなかったのは何か意図があったのかとの質疑に、上司に報告すべきところ、事案が発生したときはそんなに多くはならないだろうと判断しましたとの答弁。

また、委員より、行政には決済があると思うが、そのとき気づかなかったのは何が原因と思われるのかとの質疑に、予測できないような事案が発生した段階で議会には報告すべきであり、説明すべきだったとの答弁。

委員より、月に1度は発注側と施工業者との定例会をしているはず。その時点でその話が出ていれば、これは市に問題があるだろうと。もし議案の取り下げの場合、市長は責任をどのように考えるのかとの質疑に、懲戒審査委員会が第三者の意見を聞こうということで進めているが、最終結果が出ていないので、議会に報告できない。自身については前例になるので、自分の独断で指示はできない。これまでの懲戒審査基準、ガイドラインに基づき客観的に評価した上で報告したいとの答弁。

また、委員より、このたびの工事は大きな事業であり、技術屋と呼ばれる職員が少なく、それにかかわる体制整備に問題もあるのではないかとの質疑に、大きな事業であるので、人員配置に配慮をしたが、今回の状況になってしまった。常々横の連携を密にとるように話しているが、このような状況になったのは至らなかった点だと思っているので、今後このようなことがないよう肝に銘じ努めていきますとの答弁。

再発防止策を委員会として考えを示すべき。3月に工事着手しているのに、これまで議会に対して進捗等の説明もなく、総務、財政、教育長、副市長等への相談をしていないのは組織体制の問題。については、議会軽視につながることから、決議を含めて委員会で徹底的に議論する必要性が求められるとの質疑に、今回の状況について報告、連絡、相談の機会を得ることができなかったことが大変遺憾で悲しい。常に仕事はチームでということ職員には話している。また、二元代表制の自治体として議会から監視していただき、市民の負託に応えたいとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第96号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、この議第96号については、反対の少数意見留保の申し出がありましたことを申し添えます。

また、委員会の最後に、委員より、事務体制の見直し、再発防止対策を賛同者で附帯決議として提案することになりました。

次に、議第97号 市有財産の譲与について、質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第97号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） ご苦労さまです。3問ですよ。

○議長（三田敏秋君） そうです。

○19番（長谷川 孝君） 3問ですので、委員長として簡明に答えていただきたいというふうに思います。

まず第1には、9月12日に総務文教常任委員会で議第96号について審査されたわけですが、そのときに委員会の中では問題がなかったのだけれども、委員外議員からの発言でこういうような事態が判明したというふうなことを私は委員外議員で傍聴等していないものでわからなかったのですが、そのときに委員長として、気づいたのだったらもう一度委員会に戻すというようなやり方だっただけだと思ふのだ。そのときには全く気づかないで終わって、もう起立、採決した後にこういうような事態を認識したという考えでいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） そのとおりです。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） そのとおりなんて自信持って言われても困るのだけれども、その12日の以後、たしか20日再審査したわけですよ。それで、その再審査までの何日間があったわけですよ。その間、委員長としてはどのような対応をしたか教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 再審査というのはめったにない事案で、いろいろ調べました。まず最初に、委員会をしたことについて、再審査するためには書類を議長に提出しなければなりません。議長にそのことを再審査する申し込みをする手続をまずしました。そして、再審査することにしたわけなんですけれども、委員の方からもいろんなことをお聞きしまして、これは絶対に再審が必要だと判断しました。それを委員会を開いたわけなんですけれども、めったにない再審査ですので、ぜひ議員全員にこのあることをお知らせして、皆さんにこのことを全部知っていただ

きたいというような細かい段取りをしました。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 総務文教常任委員会では、過去にも平成22年の9月29日の追加議案でこのような形、そのときは本会議で委員会開かないで追加議案だったために、質疑等していたときに、うちの本間議員のほうから、これは夏休み中に工事終わっているのではないかというようなことで動議が出されて、議会運営委員会で当時の市長に対して厳重注意ということでまずおさまったことがあります。

ですから、今回が1回目、初めてという事案ではないのです。2回目なわけです。ですから、その平成22年の9月29日にそういうような反省のもとで、本来は再発防止等は理事者側がしなければだめなことなのです。それを委員会で決議したということのをさっき委員長は報告しましたよね。委員会としては、もう少しやっぱり理事者側に、今回の場合ももうはっきり言えば条例違反に当たるわけだし、そういうのきちんと説明責任を含めて今後まず再発防止のないように心がけてもらいたいのももちろんなのだけれども、そういう気持ちを委員長としてはどう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 一番最後にも申し上げましたけれども、まずこれから副委員長が申し上げますけれども、附帯決議をつけて、こういうことを二度としないようにというものを考えました。

そして、今回は少数意見の留保というのもありますので、その辺を、いわゆる前回は私も調べました、その村上南小学校での前の事件。それで、議長が市長に注意して終わったという議案も、長く皆さんのほうから意見交換がありました、理事者として。

あと、何でしょうか。

○19番（長谷川 孝君） いやいや、それで終わったのだったら、私3問だから下がります。いいですね。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） そうです。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

議第96号に関して少数意見報告書が提出されております。

報告をお願いいたします。

21番、佐藤重陽君。

〔21番 佐藤重陽君登壇〕

○21番（佐藤重陽君） おはようございます。ただいま上程されております議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約締結について、少数意見の報告をさせ

ていただきます。

本議案は、今ほど総務文教常任委員長からもご説明がありましたが、総務文教常任委員会に付託され、去る9月12日審査された事件であります。何かおかしいと感じる委員会での質疑応答でありましたが、事業を進める上で追加工事が不可欠な状態であり、急を要する工事であると判断できたため、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定しました。しかし、委員会終了後に委員会で行われた質疑、応答のやりとりを振り返り確認すると、議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約締結については、議会に議案上程される以前に工事が完了していることが発覚しました。議会の議決を必要とする工事請負変更契約の工事が議案の上程以前に完了しているにもかかわらず、議会に議決を求める行為は違法な状態にあります。そのため、9月20日に総務文教常任委員会を再度開催し、議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約締結についての再審査が行われました。

初めに、市長から謝罪があり、担当から工事内容変更の経緯、また議案提案の経過等についてる説明がなされ、委員の質疑、委員間の討議が行われました。委員会の流れは、工事のおくれが出てはまずい。理事者に注意を促し、附帯決議を添えて議決すべきだという意見の中で、賛成多数の原案のとおり可決すべきものと決まりました。

私は、この事件については、理事者に一旦撤回を求め、議会と協議の上、新たに提案させるべきと考えます。なぜなら、このたびの議案を通常の議案として取り扱い、違法な状態を議会の議決で解消しようとするのは、議会の存在そのものをおとしめる行為です。議会に追認行為を求める案件を当たり前のように認める議会が市民の負託に込んでいると言えるのでしょうか。そのことから、私は議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約締結について、少数意見の留保を求めたものです。工事請負契約を初め、事業、予算、決算を議案提案してくるのは、市長を初めとした理事者側であります。しかし、その提案された議案を決めるのは議会の議決です。議会は、議決責任を負っているのです。法的な責任は問われなくても……

○議長（三田敏秋君） 佐藤議員、討論と異なりますので、簡明に。私の報告書とかなり違いますので。

○21番（佐藤重陽君） この後続きます。ちょっとお待ちください。

○議長（三田敏秋君） 簡明をお願いします。

○21番（佐藤重陽君） 政治的、道義的責任を市民に問われていることを忘れてはなりません。議会は、住民の常識で判断するのが原則であります。

それでは、皆さんのお手元にお配りした少数意見の報告書を朗読して私の報告とさせていただきます。

平成30年9月20日、村上市議会議長、三田敏秋様、総務文教常任委員、佐藤重陽、賛成者、本間清人。

少数意見報告書、9月20日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第108条第2項の規定により報告します。

1、議案番号、議第96号、件名、(仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結について。

2、意見の要旨、この議案は変更契約に関わる工事がすでに完了しており、議案として違法な状態であり理事者が議会に求めているのは追認行為であります。違法な議案を通常の議案と同じ扱いで審査・採決をする議会の議決行為は悪い例を将来に残す行為となります。実際にこの度の委員会の再審査の中でも過去の例として、平成22年第3回定例会において、違法な状態であった議案「村上南小学校校舎耐震補強・大規模改造工事(建築工事)の工事請負変更契約の締結について」が通常の議案として取り扱い、追認議決されたことを引き合いに出し、この度の事件も同じ扱いにし議決されようとしています。当時の会議録では「議長が市長に厳重注意」という形で処理し、「今後二度とこのような事の無いよう理事者側に喚起注意を促す」としています。

しかし、この度、同様の違法な状態である議案が上程され、委員会の審査に付され原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで「議第96号(仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結について」を通常の議案処理をすることになれば、村上市議会は市民のための議員・議会でなく行政の追認機関と成り下がることになり、市民の理解が得られるとは思えません。

村上市議会の意思として議案を一度差し戻したうえ、改めて取り扱いについて協議すべきと考えます。

以上で私の報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの少数意見の報告に対する質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番(尾形修平君) ご苦労さまです。1点だけちょっと確認したいのですが、先ほど提案者というか、報告者言われましたように、平成22年の村上南小学校の例と今回の例が同一というふうな報告の内容になっていましたけれども、基本的には私は違うのではないかというふうに思います。それは、平成22年のその村上南小学校の時点では、1億5,000万円を超える工事に関しては、1円の増減があっても議会の議決が必要だということになっていたはずであります。ですから、その時点では違法行為だったというふうに私は認識するのですが、議員もご承知のとおり平成24年の12月議会で議会議決として市長の専決処分の中身を、この議案がそもそも問題になるのは、市長の専決事項の規定を定めた議会議決第3項、村上市市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(第56条)第2条に規定する契約の金額を変更する契約で、当該変更による増減する契約の金額が変更前の契約金額の100分の5以内、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円の金額である契約を変更することに違反しているということだと思っております。

先ほど報告者のお話し聞いていると、もう3月の時点で着手したこと自体そのものが違法であるように私は受けとめたのですけれども、これが1,000万円を超えなければ、市長の専決の範囲に入っていたので、仕事を進める中では工期の面とかさまざま考えるといたし方ない部分だと思うのです。何が問題かという、やはりその過程の中で何も報告がなかったと。議会にも報告ないし、理事者側内部でも横の連携がなかったという、それが私は今回の議案の最大の問題であるというふうに思っているのですけれども、私の考えと報告者の考え若干違うかもしれないのですけれども、その辺に関してどう思われますか、こういう私みたいな意見もあるということに対し。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） いや、今の尾形議員の意見は意見で結構だと思うのです。

あともう一つ訂正させていただくならば、私は3月に工事が始まった時点で違法だとは思っておりません。そのもの、要するに1,037万円でしたか、1,000万円を超えるものが議案として提案されたことが違法な状態だと。今その違法な状態の議案を審査しているのだということを訴えているわけであります。

それでいいのだから。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） この案件に関して、20日の総務文教常任委員会に私も委員外議員として出席させていただいて議論の経過を聞いていると、委員会内部でも今報告者が言われたものとは違う考え、もう3月時点で着工していることが違法なのだよというような意見もあったというふうに私は感じたのですけれども、それが報告者に対する賛成につながったのかなというふうにちょっと思ったものですから、質問させていただきました。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） ご苦労さまでございます。一、二点ちょっとお伺いしたいと思います。

私も、この議第96号の案件については非常に事務処理の不手際という格好で、大変遺憾に思っているところですが、今発言者のほうから差し戻すべきだという言葉をよく耳に残っているわけですが、報告者の気持ちとすれば、今議決も得て工事も進んでいるという格好の中で、差し戻してどういう解決方法をとろうと思っているのですか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 私は、何度も言っておりますが、この議案を、要するにこの議第96号を通常の議案として通り過ぎていくということは、議会として大変な間違いを起こそうとしているのではないかということを思っているわけです。

そして、その差し戻すというのは、実はこの議第96号を法に沿って解決する方法というのは見当

たりません。だから、きょう行おうとしている、例えば議会が議決することによって可決してしまって、それを違法状態から解消しますというのも一つの方法かもしれませんが。しかし、我々議会に与えられた使命とするならば、単にそのものを処理するだけではないはずで、やはり市民が理解できるように、我々自身がこれなら仕方ないという理解をできるようにするためには、一旦議案を理事者側に撤回していただいて、そして新たな形でその議案の取り扱いを議会と理事者と検討することも一つの大事な方法でないかと。そのことの重さが今後の3回目、4回目こういうことがないようにつながる事案になるのだと私は思っておるわけです。だから、ただこのままずらずらと行くことによって、普通の議案と一緒にですから、このことの振り返りというのは非常に探すことが難しい問題になります。この議案が一旦取り下げられることによって、また新たな議会としてこの取り扱いに検討することによって、やはり大きな過去の例として残るはずで、そういうことの意味で、通常の形の議案として通すのではなくて、一旦戻した中で検討しましょう。それとて、法に沿った解決方法はできないのです。しかし、法に沿った解決方法はないまでも、今のような通常の形の議案、議決して通り過ぎてしまうよりは、より議会としての議案に対する考え方、姿勢が要するに見られるのでないか。これだけやって、こういう形で解決するのだと、そういうところの姿勢が必要なのでないかなと私は今思っているわけでありませう。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 非常に発言者の気持ちは理解しました、今の発言で。

ただし、私の、これは気持ちの違いですから1つ聞いていただきたいと思うのですが、私はやはりこの事務処理のやり方自体は非常に間違っていて、そして軽率な提案をしたと、これは本当に同感したいと思います。ただし、現場としての工事自体は、私は別物ではないかというふうに思っているところなのです。これは、発言者と気持ちはこれ違うと思うのですけれども、それで結構だと思っておりますけれども、その辺のところを本当に念を押して聞きたかったという格好で、答弁は結構です。

○21番（佐藤重陽君） ちょっと待ってください、誤解されているところあるようなので。

○3番（本間善和君） そうですか。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

私が提案しているのは、工事の差しとめではないのです。工事は、平成30年1月何日でしたか、当初の契約があるわけですので、事業はどんどん、どんどん進めていただかないと、終わりが決まっているわけですから。ただ、追加工事の部分の手のかけ方の問題を話をしているので、工事をとめるといふこととは全然違いますので、そこはご理解していただきたいと思っております。

○3番（本間善和君） 結構です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第93号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第94号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） ただいま上程されております議第94号 村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定についてであります。反対の立場から討論をさせていただきます。

この基金は、平成24年9月27日施行の条例でございますが、若干条例文を朗読いたします。村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例、この設置、第1条、合併に伴う地方交付税算定の特例措置等の逓減に対し、必要な財源を準備し、もって将来にわたる財源の健全な運営に資するため、村上市合併特例措置逓減対策準備基金を設置する。第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。管理、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。運用益金の処理、第3条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。第5条、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。第6条、基金は、第1条に規定する基金の設置の目的に該当する場合に限り全部又は一部を処分することができる。第7条、この条例に定めるもののほか基金の管理に対し必要な事項は、市長が別に定めるといふ条例文であります。

いわゆるこの条例の内容からいきますと、この基金は、合併算定がえが進んでいくと、当然交付税の目減りが始まってきます。そのときに、その歳入と歳出のバランスをとるために歳入で少なくなった分も歳出が急激に減らないよう、その補填としてこの基金から歳出に充てていくという基金であります。いわゆるこれを勝手に使うことはできない。運用することはできるのですが、もしこれから何かに使うために別な方向で使った場合には、例えば5年返済とか利率を何%とかと決めてこのまた基金にその分を戻さなければいけない、そういう仕組みの基金なのです。ですから、なぜこの基金を取り崩されると私はだめだと言っているかといいますと、自治体に対しては、今総務省で合併の特例債、餅とそれとあめみたいなものも与えておきながら、こうやって後からはどんど

ん、どんどん一本算定になってきて、普通の算定になりますと、非常に今までやってきた財政とは全く異なる財政になってくる。それを算定がえに伴い、村上市の場合は財政課長に確認したところ、約2億円ほどの目減りしていくということに対して、この基金をこの平成24年度から前市長がやっぱり将来に向けて備えようとしたものだとは私は考えております。

それで、これはいろんな自治体で当然この基金をつくっているわけでありまして、私もいろんな自治体を調べました。村上市と同じような規模の自治体でないと参考になりませんので、その自治体をちょっと調べたところ、京都府にあります京丹後市というところがあるのですが、この平成30年度の一般会計は336億7,000万円、特別会計200億円、企業会計113億円、合わせて650億円ということで、大体村上市と似たり寄ったりのところなのであります。ここ、人口も今5万6,000人ぐらいで、ほとんど村上市よりも少ないのですけれども、この予算規模は大体同じなのです。条例文も、正直この村上市の条例文と一言一句変わりません。村上市よりもこっちのほうが早く、平成22年度にこの条例を制定されているわけでありまして、合併は平成16年度にやっております。この条例文は、やはり村上市が後でありますので、先進である市の条例文を参考にした中で、大体がこの条例文、ほとんどの自治体が同じ条例文なのであります。ちょっと考え方の違いがこの市とで村上市とではあるのです。今京丹後市のいわゆる合併逓減に関する基金は、この12年間で平成28年度末までに40億円を積み立てております。いわゆる積み立てを開始してから、平成22年からの合併特例措置逓減対策準備基金の積み立てや、平成27年度からのふるさと応援寄附金の増加によるふるさと応援基金の積み立て等により、基金現在高は増加したが、平成29年度の補正予算で台風被害や除雪対策に多額の財政調整基金を活用する必要が生じたため、平成30年度では合併特例措置逓減対策準備基金から10億円を取り崩し財源確保している状況にある。別段委員会での説明では、そういった災害のときにいざ使う基金がないので、財政調整基金に繰り入れていつでも出せるように準備したいのだという話でありましたが、それこそ本当に財政のテクニク、いわゆる幾らでも何でも使えるお金をただ準備しておきたいのだからにしか私はとっておりません。これからまた市長、何を建てるのですか、何をつくるのですか、何に投資をするのですか。これほどまた必要のないものにどんどん、どんどんお金をかける公共事業体にしていくつもりでしょうか。そのことを少しお考えいただきたいと思います。

また、わざわざこの条例を廃止して財政調整基金に繰り入れることで、投資事業に財力を投入しようと考えているとすれば、村上市の将来はどうなるのでしょうか。言葉では、子どもは村上市の宝などと言う人がおりますが、そのように考えるのであれば、将来の財政や基金は次世代のためにもしっかりと堅持していくべきものと私は考えております。市長も一生市長であるわけではありません。3期、4期になるのか5期になるのかわかりませんが、我々議員も一生議員としているわけでもありません。職員の皆様も、定年になればいたくてもこの役所で仕事することはできません。やはり次の世代にしっかりとちゃんとした財政力を持った中での村上市を育てるためには、この基

金は私はどうしても堅持していただきたい。市長は、よく市民のひとりひとりの幸せのためにという言葉を発表しますが、このことを見ますと、ご自分一人のためにならぬよう、リーダーとして心から村上市の行く末を考えた政治に期待を申し上げ、議員皆様も再度村上市の将来のため、健全な財政を築くようお願いいただきたく、反対の討論といたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

11番、川村敏晴君。

〔11番 川村敏晴君登壇〕

○11番（川村敏晴君） ただいまの議案に対して、賛成の立場で討論を申し上げます。

今年は、合併後ちょうど10年の記念すべき節目の年を迎えているわけでございます。この10年間は、基本財政の基盤強化を図り、そして各種大事業に対しては、国県等の補助金や有利な起債を活用して財源を確保するなどし、一般財源からの支出を抑えながら各種施策に取り組んできたものと理解しております。しかしながら、それでも一般財源が主となる経営的経費が増加してきているところでございます。

また、昨年度の豪雪や今年度に入ってから頻発する豪雨等による自然災害への緊急的な対応をなすためには、間髪を入れず一般財源からの多額の経費を持ち出す必要に迫られるわけでございます。今後ますます不安定になる自然災害への対応は、今後も行政の財政負担の要因として位置づけていかなければならないと痛感しております。また、これからさらに進むことが予想される人口減少、少子高齢化や国の財政健全化対策に伴い、今後の大きな歳入増加は見込めないと考えるべきでございます。そして、今年度当初予算を見ると、収支の差を埋めるための基金が20億円程度繰り入れることとされております。財政調整基金も減少し、起債についても今以上にふやしていくことも厳しい状況であろうと思われまます。このような状況は、とりもなおさず次年度以降の財政確保は大変であることは容易に推察されるものです。

このような状況の中で、第2次村上市総合計画の実現に向けて、限られた財源の中で持続可能で魅力あるまちづくりを進めてもらうためには、事務事業の見直しや徹底した財政改革をさらに進めてもらわなければなりません。この合併特例措置逓減対策準備基金は、合併に伴う地方交付税算定の特例措置の逓減に対し、必要な財源を準備し、将来にわたる財源の健全運営に充てるため措置されたもので、歳入の削減に伴う歳出の急激な減少の緩和を図るものとされているものです。今申し上げましたように、合併特例措置逓減対策準備基金は、従来の合併特例債の減少により、将来健全財政を維持するため、一般財源化するために措置された基金であると理解しております。今回の条例の制定では基金を廃止し、財政調整基金に積み直すというもので、当初の目的に沿った対応なのであると理解しております。

さらに申し上げれば、南京錠で扉をかけられた状態での基金のままでは、幅広く財源不足に対して活用がなされず、いざという際に実質的に財政出動が不能となる危険さえもあると考えられます。

将来に向けて、安心・安全な行財政運営を求めていくには、この準備基金を廃止し、財政調整基金へ積み直す、まさに正しいタイミングであることを強く申し述べさせていただき、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

15番、平山耕君。

〔15番 平山 耕君登壇〕

○15番（平山 耕君） 議第94号 村上市合併特例措置遞減対策準備基金の条例を廃止する条例の制定についての賛成討論を行います。先ほどの川村議員の要旨にちょっと言葉がかぶるかもしれませんが、ご了承ください。

この基金は、合併特例措置が適用されているうちから歳出の削減を図り、後年度に充当活用できる基金を積み立てることで歳入の削減に伴う歳出の急激な減少の緩和を図ることを目的として平成24年度に設置されました。創設当時の説明では、財政調整基金は家庭で言うところの普通預金のようなもの、一方この基金は平成28年度から利用できる定期預金というようなものだとしてほしいと言われてしまいました。結果的に、平成28年度までに20億円を積み立て、当初の目的を達しております。創設当時は、将来の大きな財政縮減の要因として確実に行われるであろう地方交付税の減額を主に想定していたと思われまます。実際に創設当時の平成24年度に148億円を超える地方交付税が平成29年度には137億円まで減少しています。それだけではなく、想定以上の急激な人口減少に伴い、市税では平成20年度決算で約75億円あったものが平成29年度決算では67億円まで減少をしています。一方支出では、平成26年度からは消費税率が5%から8%に上がったほか、労務単価や材料費の上昇などで同じ行政サービスの提供を継続するには、年々困難になりつつあり、厳しさは増すばかりだと容易に推察できます。これまで各年度の主要事業は、国や県の補助や有利な起債を活用するなどして、一般財源の持ち出しを極力抑えながら進められてきたように感じております。しかし、それでも経常的経費は徐々に膨れ、財政を圧迫しているとのことであります。

加えて、昨年度の豪雪、今年度に入ってから、頻発する豪雨等の自然災害への緊急的な対応のために一般財源からの持ち出しを余儀なくされています。地方交付税という一般財源の減少は、それによって事業実施の機会を見送ったり、事業そのものを縮小したり、かわりに他の財源を充てるなどして、実際に縮減された金額以上に財政に影響を与えているのではないかと考えます。このことを踏まえるならば、基金の趣旨にのっとり、地方交付税の減少が予算全体への影響していることを踏まえ、現実的にやむを得ない補正予算、特に自然災害への緊急的な対応への財源を確保するため、当初の設置目的を達している準備基金については、財政調整基金に積みかえて幅広く財源充当を可能とすることが基金の有効活用であると考えます。財源を少しでも多く確保していくために、基金の積みかえという手法だけではなく、なお今後は多種多様な手段を用いてより多くの財源確保できるよう、市長初め市役所職員のご活躍をお願いして賛成の討論とします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第94号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時15分まで休憩します。

午前 1 1 時 0 3 分 休 憩

午前 1 1 時 1 4 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第96号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

23番、大滝久志君。

〔23番 大滝久志君登壇〕

○23番（大滝久志君） それでは、議第96号、（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について、反対の討論をさせていただきます。

私は、9月12日の総務文教常任委員会に委員外議員ではございましたが、出席しました。私は、この問題について以前より調査をいたしておりました。それは、平成30年1月18日、村上市議会第1回臨時会が招集され、契約金額8億9,424万円と目のくらむような高額な工事請負契約を締結するに賛成し、可決した、その議案であるがゆえ、議員の一人として立派に工事が完成させ、見守っていかねばならないと思っていたからであります。しかし、調査の中であって、今回提出されている議第96号にある物件は既に完了していたことを知りました。これは、明らかに法に違反していると思うことから、委員外議員ではありましたが、質疑しましたところ、事実であると確認できました。大変に重い重要な問題であるから、反対の立場でこの場に立っているというのが今の私の姿であります。

自分のことになりませんが、私は心が大変に弱く、強いとは決して思っておらないものですから、心が折れるようなことばかりが続き、村上市が新しく合併して10年を経過をいたしました。私が初めて討論の場に立ったというのは、スギトピア岩船の問題だったと鮮明に記憶をいたしております。この場合と違い、今回は反対討論であり、これが私の最後の討論になるのかなと思いつつも、反対討論とはこんなに難しく、心が折れるものだなと強く、強く感じまして、今議場からいろいろな声が聞こえますが、足が震えるような思いで立っております。以前にも、今回と類似した事例があったとお話をお聞きをいたしておりましたので、私は自分で調査したことのメモの整理やらいろいろとやっていた関係から時間もなく、我が会派の会派長である長谷川議員からお手をおかりしまして、どうだったのかという経緯について調べていただきましたが、先ほど本人からの話がございましたので、私は取り上げるつもりもございませんが、そのとおりでございます。しかし、この事案とさきの事案とでは、大きな私には差があるように考えております。そのもととなつてほしいと願っている再発防止策は、理事者側でつくっていただいて実行するというのがこれは理事者側のことなのだろうと私は思っております。しかし、何か共通している点と申し上げたら、教育委員会で同じことが同じように繰り返された。これは、同じところで起きているのだな、そのように感じております。今年8月6日には、この事案とは関係ないことですが、勝木地内で教育委員会職員による交通死亡事故が発生している。共通点において教育委員会ということであったので、あえて申し上げます。

今回の議第96号の議案書には、変更となる内容と土工事の施工に伴い、地中からコンクリート殻及び岩石が発生したことから、当該殻等の撤去、運搬、処分の費用1,035万7,200円を増額すると明記されております。殻や岩石の撤去は完了、運搬も完了、処分まで完了して現物は何もありません。証拠となる写真すら少しばかりです。物証となる証拠品全てがなく、1,035万7,200円を増額してください。何かどこにこの殻や岩石が行ってしまったのか全く不明です。例えばまんじゅうとするならば、食べてしまったので、わからない。このわからないものに市民の本当に大切な血税、この合計額として1,466万3,404円を支出してくださいでは議会軽視ではありませんか。例えば不適切だったこともあるでしょうが、議第96号は、大切な市民の血税を使わなければならないために、市民である、この市民の代表である、先ほど市長も話されておりました議員は、二元代表制をとっております。私は、この使用について反対であります。議員も市長も、同じ市民から選ばれて議員となっているのであります。それがゆえに、やはりこのようなことが行われているときは、はっきりと二元代表制のもと議会は反対すべきだと思います。もしもこの議案が賛成多数で可決されることがあるならば、民主主義と議会のルールに従って予算は執行されるでしょう。その許可を出したのであれば、その許可を出したのが議会であるならば、私は遺憾であると思います。ただでさえ、市民から議会は執行機関の追認機関だとさえ言われてきました。これが可決されれば、まさに追認機関とならざるを得ません。市民に議第96号は何だったのか私に説明してくださいと私が言われて聞かれたとし

たならば、何も現物はない。写真すら少ない。それで同意したのか。議員として、本来あるべき姿である議案の説明も、反論もすることなく、私は通り過ぎることになるという無知な議員であります。

9月20日、総務文教常任委員会が開かれましたが、総務文教常任委員会が再審査ということで閉会中に同じ案件で2度開きましたが、村上市の私は始めて以来初めてだったのではないだろうかと思っております。そこでは、前向きに理事者から理事者側に議案に附帯決議をしてはどうかとか、再発防止策を盛り込んでどうかとか、いろいろと提案されて議論がされていたように記憶しておりますが、理事者側提案に附帯決議はそれでいいのだろうかと疑問を持っております。

〔「長い、おまえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 静かに。

○23番（大滝久志君） 議長、ありがとうございます。

〔「討論を立てるのに長いなんて関係ない」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 静かに。続けてください。

○23番（大滝久志君） 再発防止策とかあるいはこのようなことは、執行権限のない議会に考えること、そのようなことではないのではないかと、私はそのように思っております。議会の役割は、どのように執行され、今後どうなるのか、しっかりとチェックしながら見守っていくというものだと思っております。

繰り返しになりますが、先ほどから長いという議場の声も聞こえます。しかし、あえて申し上げて終わりとさせていただきますが、議第96号に明記された当該殻や岩石はどこへ消えたのか。いつから撤去し、運搬されたのか。どの場所でどの量処分されたのかが明らかにされず、説明もなく、現物は何ひとつなく、証拠となる写真すら少ない中であって、市民の血税である合計金額1,466万3,404円の投入は認めるべきではありません。私には、この議案を可決するような勇気など持ち合わせておりません。市民の大切な血税を明確なようにし、目に見えるようにしていただかなければ、びた一文も使用してはいけない、これが正しいと思っております。既決予算において9億円余りが決議されております。これがもしも否決されたとしても、何らかの手だてがあるのではないだろうかと考えております。一般的に社会でよく言われていることではありますが、私はいいことだとは思っていないが、赤信号もみんなで渡れば怖くない、あってはならないこと、してはならないことを平気で言う人が数多くいるように思います。じゃんけんぽん、これに例えるならば、後出しじゃんけん、これが議決された後に説明され、あるいはまたそれによってどう変わるのかわからぬとしても、例えば勝ったとしても、その奥に残るのは私は不思議なことであり、裏で何か動いているのではないかという疑いを持たれる、そのようなことがあっても仕方がないではないかというようなふうに思えてならないのです。この議案に私は賛成できません。ゆえに、これに賛成できる議員の考え方、認識が理解できません。

私は、70歳を過ぎております。年とっています。思うことの半分もできない、そんな自分に腹立たしさを感じながら、情けないとも思っております。そんな中であっても、最後まで持ち続けたいのは悪いことは悪いのだ、正しいことは正しいのだという心を持ち続けることであると思っております。赤信号はみんなで渡れば怖くないというようなことは、小学生の子どもからお年寄りまで感じていることであり、決してやってはいけないことです。私は、この議案はこれに似ているような気がしますので、良識のある議員皆様でございます。皆様方の良識に期待をいたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

3番、本間善和君。

〔3番 本間善和君登壇〕

○3番（本間善和君） ただいま上程されております議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の提案となっております工事は、平成30年1月18日、第1回臨時会において議決し、国内最大級の屋内スケートボード施設を建設し、オリンピックで活躍するジュニア選手の育成を目指し、村上市の最重要施策として取り組んでいる工事であります。今回掘削作業を進める中で、事前調査の3カ所のボーリング調査地点とは別の場所から予測できなかったコンクリート構造物、岩石等が発見されたため、担当課だけの判断により地中埋設物の撤去、処分工事を行ったものであります。その後、地中埋設物の撤去、処分量が確定し、変更設計書を作成した結果、議会の議決が必要な1,000万円を超える工事変更が生じていました。当然この場合は、工事内容を議会に説明を行った後、議決を経て変更工事に着手すべきであったが、事前に変更工事に着手し、工事を完了していました。このことは不適切な事務処理であり、極めて遺憾であると思えます。

しかしながら、予測していない地中埋設物であったことと変更額を確定するまで長時間を要し、この間工事を中止することは、来年の春のオープンを待ち望んでいる市民の皆様にご不便をかけることが予測されます。そこで、市長及び執行機関に対し、議会の意思、これを真摯に受けとめ、工事の進捗状況等常に把握に努めるとともに、日常の業務の中では職員全体のコミュニケーションの向上に努め、また事務処理においては十分な注意喚起を行い、再発防止に万全を期されるよう強く求めて私の賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） ただいま上程されております議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事請負変更契約の締結について、反対の立場から討論をさせていただきます。

工事現場での設計変更や予測できない事項などは、頻繁にあっては大変困りますが、まれにあったとしても、私も不思議ではないと思っております。このたびの議案の内容も、地中にあった殻を予測していなかったのは全く不思議ではございません。このたびの反対理由は、理事者側の議案の上程の仕方に異議があります。契約書、いわゆる物を買う、物を入札して契約をする。全て契約書があるわけでありますが、契約書の作成においては恐らく約款、いわゆる村上市でありますと、村上市建設工事請負基準約款というのがございます。その内容に基づいて契約を当然とるわけであり、またいろいろな約束事があるかと思えます。皆様も、いろんな経験の中で契約をしたことがあると思いますが、残念ながらよくその契約書を全て隅々まで読まずに契約をしてしまった。そして、あるときにクレームをつけてみたら、いや、それは契約書の中にちゃんと書いてあります。ちっちゃい文字で書いてあることありますよね。例えばアパートの契約やマンションの契約で退去するときに、これは自然のやつですので、張りかえしなくてもいいですよ。いや、クロスだけは張りかえてくださいとここに書いてあるではないですか。それが私は契約書だと思うのです。その約款の中で、これが本当にこの工事に当てはまるかどうかは私も勉強不足であります。いろんなことやっぱり書いてあります。

例えば第25条の中には、請負金額の変更について、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が調わない場合においては発注者が定め、受注者が通知しなければならない、こういうことがこの現場に合っているかどうか別として、例えば今回はその殻の部分で一千数万円ですか、それとそれほかに追加議案として430万6,204円、これが工事のいわゆる県の単価が上昇したために、それに伴って上げるのだという説明がございました。この部分に関しましても、賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更というところがございます。第26条、発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した日後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。まだこの現場は、12カ月過ぎておりません。まだまだ工事も始まったばかり。それなのに、今ここでその部分の400万円の追加が上がってきていいのかどうか。今の提案に合うのかどうかは、私も定めて調べてはございませんが、何しろ約款にはちゃんとこういうものがうたっているにもかかわらず、そのとおりの仕事の段取りでこの追加が認められているのかが私は不思議でなりません。

また、なおかつこの皆様のお手元にある議案書の建設工事請負仮変更契約書、この部分にこう書いてあるではありませんか。この仮変更契約は、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2号の規定により、村上市議会の議決を得るまでは仮変更契約とし、村上市議会の議決後、市長が通知した日からこれを本契約として効力を有する。なお、仮変更契約が本契約とならなかった場合における請負者の損害について、発注者は一切の責めを負わない。仮変更契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。そこに平成

30年8月22日、市長と相手方と結んでおられます。いわゆるこれがこの議決で通らなかったとしても、村上市は何らの責めもないということであります。これがちゃんとこの契約書に書いてある。それが先ほど言ったアパートとか、いろいろな契約書と同じ効力を持っている契約書でもあります。まして、これは仮契約書であり、きょうの議決を経て本契約になる。普通であれば、きょうの議決を得て予算が執行されるのに、その予算執行前に仕事は終わっていたという残念な結果であるのです。

ましてや、仮契約をした日にちが8月22日となっておりますが、その日には殻自体は岩沢の高建さんの処分場に搬出が終わっているということが発覚しました。自分の現場で自分のダンプで自分の処理場に運んでいるのです。委員会審査が異例の再審査となりましたが、3月、4月当初からこのような殻や岩石の存在が確認できていたのであれば、担当課の監督員、そして議会の委員会や全員協議会等に報告や対処方法など連絡や報告があるのが正解ではなかったのではないのでしょうか。議会の承認があるまでは搬出をせずに、現場場内に仮置きする方法もあったのではないのでしょうか。再審査で委員の発言の中には、市民が待ち焦がれている施設ですから、ここで工事をとめるわけにはいかないと言っている委員もありました。私は、工事をとめるなどと言っているわけではございません。私の耳に入るのは、あの施設によくもこんな多額の税金を使ったものだ。一部の方が利用する施設で、私たち年寄りは何の用事もない。ほかにお金をかけなければならないところがあるのではないかと。優先順位がスケートパークなのかとおっしゃっている方が大勢いらっしゃいます。市長は、私の以前の質疑に補助金が出ようが出まいが関係なく、市単独でも進めておくとおっしゃっていましたが、今はこの事業費そのものが村上市の財源に重くのしかかってこようとはしておりませんでしょうか。それが今回の合併遞減を取り崩し、財政調整基金に繰り入れるという自体まで発展していると私は推測しております。

スケートボードの聖地村上はすばらしい考えです。私も、そのとおりだと思っております。せっかく市民名誉賞の第1号が平野歩夢氏でございますので、彼らのグループにも歓迎していただいているものなのか不思議で私はなりません。なぜならば、完成しても市の直営での施設として運営をするからです。指定管理にいずれはするのでしょうが、夕日会館のようにならぬようしっかりと見守ってください。法律違反は、この法律違反でございますので、私は議員としてこの議案に賛成することはできませんので、反対といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 賛成多数です。

よって、議第96号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は委員長報告のとおり可決されました。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 議第98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について

議第99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について

議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
について

議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第98号から議第104号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第98号から議第104号までの7議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月14日、市役所第1委員会室において、委員全員、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第99号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例に該当する施設は市内に何カ所あるのかとの質疑に、市内には該当する施設はないとの答弁でした。

そのほかに質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員にて議第100号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、新たに創設される共生型地域密着型サービスとはどのようなものかとの質疑に、65歳未満の障がい者の方が65歳になると介護保険に移行し、別のデイサービスの施設を利用しなければならなくなり、障がいや高齢により環境が変わって戸惑いや体調が悪くなることを避けるため、障がいと高齢の共生から、以前から利用している施設で引き続き安心してサービスを受けることができるようにするものであるとの答弁。

そのほかに質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第101号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第103号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第104号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第98号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第103号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）

議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第105号から議第111号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第105号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところであります。特別委員会の最終日には全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査と経過について報告させていただきます。

総務文教分科会長からは、9月11、12日両日に市役所第1委員会室において特別委員長、各分科会委員、副市長、理事者説明員の出席のもと分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入で第18款繰入金について、委員から、審査の仕方として村上市合併特例措置逡減対策準備基金条例を廃止する条例制定の議案と補正予算を一緒に出さなければならない理由があるのかとの質疑に、これまでも基金を廃止して積み立てる場合、廃止条例と補正の歳入歳出を同時に出した経緯があります。廃止した基金をどのように活用するのかについて基本的に示した上で今までも審査した経過から、今回も同様の対応をいたしましたとの答弁。

次に、歳出では第2款総務費で、委員より、市民ほう償の盾はどのような盾なのかとの質疑に、村上市民栄誉賞にふさわしいデザインとして、村上传統の木彫堆朱のものを作製中ですとの答弁。

第10款教育費で、荒川中学校、朝日中学校のストーブは石油なのかとの質疑に、石油ですとの答弁。

委員より、運動部活動改革プラン調整委託料は、国からの形があって方向性プログラムがあるのかとの質疑に、文部科学省からしなさいというのではなく、村上市が名乗りを上げ、総合型地域スポーツクラブ希楽々、新神林中学校の神林地区を限定としたもので、地域連携融合型を経費も含めて調査したいとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立採決の結果、起立全員で議第105号のうち当分科会所管分については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科長からは、9月13、14日両日、市役所第1委員会室において特別委員会正副長と委員、副市長、理事者説明員出席のもと委員会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、障がい者通所支援サービス費負担金でことし4月に開所した子ども発達支援所はるについて、通所利用者は何人かとの質疑に、8月1日現在放課後等デイサービスに32名、児童発達支援所に15名が登録し、それぞれ利用しているとの答弁。

委員より、特別支援学校の放課後支援で浦田の里ややまやの里に通っている子どもがいるが、これは違う事業なのかとの質疑に、事業としては若干異なり、日中一時支援事業として親の不在時などに一時的に行う市町村支援事業であるとの答弁。

次に、歳出では第3款民生費で、障がい児通所支援サービス費で、委員より、通所施設への補助金8,000万円はどのように使われているのかとの質疑に、3つの事業があり、浦田の里とはまなすで通っている障がい児相談事業、子ども発達支援所はるで行っている児童発達支援、市内4つの事業所による放課後デイサービスがある。児童発達支援は、就学前の児童に対してその子の発達に応じた訓練や集団生活の訓練。放課後等デイサービスは、学校に在籍する児童が放課後に利用する学童保育的な部分と障がい児において訓練や社会の交流促進を行っている。補助金の8,000万円については、ほとんど事業所の人件費が補われているとの答弁。

委員から、保護者負担はどのくらいなのかとの質疑に、保護者の所得状況により生活保護世帯や市町村民税非課税世帯ではゼロ円、一番負担の多い形の場合は、1カ月の上限が3万7,200円であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立採決の結果、議第105号のうち当分科会所管分については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、去る9月18、19日の両日市役所第1委員会室において分科会員、副市長及び理事者説明員の出席のもと委員会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳出で第6款農業水産費について、委員から、食材商談会の委託料についてどのくらいの規模で、米卸業者、レストランなどの企業が参加したのかとの質疑に、今定例会での決議後10月から実施予定の事業ですが、平成27年から平成29年も継続している事業で、今までの実績ですが、22の生産者が参加し、73件の取引件数があります。約1,600万円程度の売り上げあったもので、今後も生産者に周知し、多数参加してほしいと考えているとの答弁。

委員より、森林振興一般経費のビレッジプラザ木材調達委託料はどのような委託事業なのかとの質疑に、東京オリンピック選手村の施設の木造平家建ての建物に使う材料を新潟県内7市町村で提供する事業で、それに応募して該当したもので、来年3月から4月の間に越後杉を丸太としてジャスの認定工場である県内3社に伐採、運搬する予定ですが、運搬先は来年県が指定してくるものですとの答弁。

以上、質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたところ発言なく、起立採決の結果、議第105号のうち当分科会所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑もなく、討論を求めたところ合併特例措置逓減対策準備基金を繰り入れ、財政調整基金に積み立てることには反対するとの反対討論1件あり、起立採決の結果、議第105号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第106号 平成30年度村上市情報通信特別会計補正予算（第1号）について、先ほど報告しました議案に引き続き審査いたしました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第107号及び議第108号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第107号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、先般の豪雨の際避難所に避難された方の大半が高齢者であったが、そのような中ケアマネジャーの判断で介護施設に避難された方があったと聞いたが、担当課ではそのことを把握しているのかとの質疑に、避難所に避難された方の中で避難所では対応が難しいと判断され、上海府小学校にいた方1名がグループホームへ、ゆり花会館に行った方1名がゆり花園へそれぞれ移動されたとの答弁。

委員より、民間の施設でも結構受け入れたようであるので、担当課でもそのことを把握してほしいとの意見がありました。

その後、質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員にて議第108号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第109号から議第111号の3議案について、その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

去る9月18、19日午前10時から市役所第1委員会室において、18日は委員7名、19日は委員8名、副市長初め関係課長及び関係職員、議会事務局長出席のもと経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第109号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設維持管理経費の修繕費250万円の補正増だが、当初予算で1,500万円上がっていたが、現在の予算の執行状況はとの質疑に、現在のところ324万3,616円執行しているとの答弁でした。

その他質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第110号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第111号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第105号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番(竹内喜代嗣君) それでは、議第105号、一般会計補正予算についての反対の意見を表明させていただきます。

理由は、逓減対策基金から財政調整基金に繰り入れるということで、一旦一般会計に入れなければならないわけでありますから、そのための補正予算というのが含まれておりました。これは、午前中の議論にもございましたように、逓減対策のわけですから、例えば人件費とか具体的な事柄が決まって一般会計に繰り入れるというような方式をとるべきだと私は考えています。現在の執行部理事者の執行状況を考えれば、これは了承することはうまくないだろうというふうにして反対の意見といたします。

以上であります。

○議長(三田敏秋君) 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番(本間清人君) ただいま上程されております議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)であります。反対の討論を行います。

まずもって残念なのは、この補正の中に第10款教育費の運動部活動改革プラン調査委託料229万7,000円がありますが、これは中学校の放課後活動に関しまして各分野で今議論をしているところがありますけれども、この事業について質問をしたところ、村上市のほうから手を挙げてスポーツクラブ希楽々さんと改革プランについて国に対し提案をしていく事業ですから、私としてもこの事業は応援をしていきたいという気持ちでいっぱいでございます。ただ、この第18款繰入金に合併特例措置逓減対策準備基金繰入金14億4,928万5,000円と一緒に上程になっている。このことが反対の理由であります。課長の答弁でも、以前からこのような議案の出し方と言われておりましたが、条例廃止に反対をしている以上、この補正予算にも反対をさせていただきます。

また、昨年度末の決算を終えて、この村上市合併特例措置逓減対策準備基金の残高は20億928万6,000円ございましたが、この5億数千万円の金額は、説明の中に災害で使ったということをお聞きしました。交付金の決定もしていない部分、その財源をこの基金から繰り入れたのだという答弁でございましたけれども、結局先ほどもご説明した中に、この合併特例措置逓減対策準備基金の仕組みというのは、その使ったお金を返済の期間を決めて、ましてやそこに利息をつけて返さなければいけない基金なのです。ですから、目にも見えなく、ただこの15億円近くの金が財政調整基金に繰り入れをされると、どのように使ってもいいお金をただふやしていただくにしかありません。そのこと

について、やはり私は反対をしていきます。

また、後の反対討論にもありますが、こんなにも今回の議案に対し、反対討論が多くなったことについては、いろいろな考え方もあろうかと思いますが、私もこんなにも反対討論したのは初めてでございますので、非常に勉強もさせてもらいました。また、後の反対討論でもつけ加えているような財政面反対をさせていただきますけれども、とにかくこの平成30年度の補正予算には反対をいたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第107号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第108号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第109号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第109号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第110号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第111号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第115号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第112号から議第122号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第112号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査について当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査していただいたところであります。特別委員会の最終日には全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の経過について報告させていただきます。

総務文教分科会長からは、歳入では第7款ゴルフ場利用税交付金について、委員より、ゴルフ場利用税交付金は端数が出るのかとの質疑に、収入額の10分の7、相当額が交付されるので、端数がつくところまで交付されるとの答弁。

第13款使用料及び手数料について、委員より、山北教員住宅に現在何人いるのかとの質疑に、大川谷の教員住宅に3人、一戸建て2戸ある住宅については先生1戸、ALTが1戸に入っています。ALTについては、1カ月の家賃は1万5,000円ですとの答弁。

また、ALTの住宅に冷蔵庫、テレビはついていないのかとの質疑に、ついていないとの答弁。

第14款国庫支出金について、委員より、地方創生推進交付金594万円は、2分の1の補助金で地場産の木彫堆朱販路拡大等のものであると思われるが、当初の金額と変わらないのかとの質疑に、補正していないので、変わりありませんとの答弁。

次に、歳出では第10款教育費について、委員より、奨学金貸付金を滞納するとどうなるのかとの質疑に、貸付金期限の来ているものは滞納すると2カ月置きに通知、長くなると連帯保証人に通知

する。分割納付の返済を求めるとの答弁。

また、保証人に連絡がとれない場合、裁判事例はあるのかとの質疑に、市では事例がない。ほぼ連絡がとれているとの答弁。

また、委員より、小中学校のスクールバスは何業者かとの質疑に、市の所有しているバスが運転だけが2社、貸し切り運行している市内3業者ですとの答弁。

また、委員より、スポーツガードリーダーはどういう設定の仕方をしているのかとの質疑に、現在3名いる。地域を回って登下校のパトロールをしてもらい、警察OBや地域事情を知っている方を選任しているとの答弁。

第12款公債費について、委員より、自主財源である市税の半分を返済しているが、半分の率は村上市としては他の自治体と比較して楽な償還なのかとの質疑に、村上市の規模からして目立って多くはない。楽と言えば楽ではないとの答弁。

以上質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第112号のうち総務文教分科会については起立全員で原案どおり認定すべきものと態度を決定いたしましたとの報告でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳入では第12款分担金及び負担金について、委員より、ごみ処理場運営費負担で前年度と比較してごみ処理運営費が1,000万円くらい減額となっているのに、運営費負担が増額となっている理由はとの質疑に、負担金の算出については平均割と人口割の内訳があり、平均割については村上市神林、関川村、粟島浦村との協定の中で激変緩和ということで平成28年度は4%、平成29年度は5%、平成30年度は6%とすることになっているところから、平成29年度は平成28年度より多くなり、仮に歳出が同じとなると金額が多くなるとの答弁。

次に、歳出全款について担当より説明を受けた後、質疑に入りました。第2款総務費について、委員より、防犯対策費で市の補助金により商店街が設置した装飾街路灯について、これまで商店街がその電気料を負担してきたが、街路灯が防犯灯の役割を果たしている面もあり、商店街が減少する中、商店をやめてもらっても電気料を払っている方も多く、大きな負担となっていると聞く。電気料を市で負担できるような制度見直しを考えられないのかとの質疑に、委員の指摘により商店街の街路灯の持つ防犯の効果について認識を新たにしました。防犯灯か否かの定義なども含めて検討したいとの答弁。

第4款衛生費について、委員より、歯科保健事業費で無料で受けられる成人歯科検診受診率が12.32%のことであるが、世代別の受診率のデータをとるなどにより、今後歯科検診の受診率を向上させる対策を考えているのかとの質疑に、年代による受診率の大きな差異は見られない。今次年度に向けて歯科保健計画を策定中である。その中で、予算面や対象者などの分析や評価を加えながら対策なども含めていくものと思うとの答弁。

以上質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立採決の結果、議112号のうち当分科

会については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設の分科会長からは、歳入では第15款県支出金について、委員から、農林水産業県補助金の多目的機能支払交付金だが、現在139ある組織の見直しについて、契約年数と年度また新たな申請について詳しく聞かせてほしいとの質疑に、契約は5年区切りでことしは5年目の契約年度に当たり、139団体が一齐に5年目を迎えており、現在新年度の要望を聞いている段階だ。申請については、新年度間際になる予定であるとの答弁でした。

次に、歳出では第6款農林水産業費について、委員から、経営体育成支援事業補助金についてだが、契約に困っている個人経営者がいるので、この事業の内容を詳しく聞きたいとの質疑に、この事業は2事業者分でネギとコンパインの補助金であり、法人に対する支援事業なので、個人事業に対する仕組みは村上市にはないが、法人化に対する組織相談は農林水産課にあるので、ぜひ活用してもらいたいとの答弁でした。

第8款土木費について、委員から、道路維持費について各地区から補修改善の要望が多くあるのだが、対応はとの質疑に、道路に限らずすぐやらなければならないところ、様子を見るところがある。危険箇所を優先に予算の範囲で応じていますとの答弁。

以上質疑を終結して、賛否態度の発言を求めたところ、委員から、山北道の駅の問題で反対の発言があり、以上起立採決の結果、議第112号のうち当分科会所管については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

ここで、委員から少数意見の留保を求められ、出席委員1名以上の賛成があり、反対の意見を少数意見として留保したとの報告でした。

全体会では、経済建設分科会長の報告に委員より、少数意見の留保は山北道の駅の件の反対意見に聞こえるが、きちんと報告するようにとの質疑があり、経済建設分科会で確認をしていただいたところ、森林・林業再生基盤づくり事業補助金の事業主体について、地方自治法に抵触すると思われるとの反対の理由でこれを少数意見としての留保したとの答弁。

その他質疑もなく、討論を求めたが討論もなく、起立採決の結果、議第112号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第113号及び議第114号につ

いて、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立多数で議第113号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、各地区の加入率はとの質疑に、山北98.8%、朝日93.1%、神林85.5%ですとの答弁。

また、委員より、地区ごとのリース料はとの質疑に、テレビだけまたは告知だけが400円、両方の場合700円で、3地区とも同じですとの答弁。

また、委員より、実際には見ていないという声も聞こえているようだが、住民調査アンケートのようなものを3地区にする考えはないかとの質疑に、確かに考える必要がある。アンケートは考えているが、具体的にはまだできていないとの答弁。

そのほかさしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第114号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第116号から議第118号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、督促手数料の内容はとの質疑に、納期限から20日経過しても納付がない場合に督促状を発送しているが、1通につき100円をいただいているとの答弁。

委員より、不納欠損額が大幅増となっているが、その理由はとの質疑に、市税と同様に平成25年度分の滞納処分の執行停止を平成26年3月31日付とすべきところを3月31日付としたため、平成28年度でなく平成29年度に計上されたことによるものであるとの答弁。

委員より、被保険者が減少したとの説明であったが、その減少数と減少した理由に自然減以外にあるのかとの質疑に、被保険者の減少率が6.0%、平成29年度の平均値で被保険者数1万4,076人、世帯数が8,716世帯となっており、平成25年度には世帯数9,935世帯、被保険者数1万7,171人であり、確実に毎年減少している。人口減少による減のほか、近年は65歳からの公募の制度が変わったため、前期高齢者の割合の伸び率が若干小さくなっている傾向もあるとの答弁。

委員より、保険事業税が前年度比13.1%減少しているが、これも被保険者の減少によるものかとの質疑に、平成27、28年度には補助事業を受けていたが、平成29年度は補助を受けずに事業を行ったので、金額的には減少したように見えるが、内容的には補助事業以外の自前の事業はきちんと行っており、補助事業を除いた金額についてはほぼ同じであるとの答弁。

委員より、人間ドックの助成の実績はとの質疑に、平成28年度が721人、平成29年度は822人であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立多数にて議第116号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、ゆっくり、ゆったり事業の前年度の実績はとの質疑に、平成29年度の延べ利用者数は9,035人で、前年度より25人増加しているとの答弁。

委員より、9,000人というのかなりの利用者数であるが、年間を通して同じ方が繰り返し利用しているのではないかとの質疑に、今年度実施したアンケート調査では、後期高齢者の実利用者が1,158人で、そのうち多数回利用者が多くあり、5回から9回が30.8%、10回から19回が33.8%、20回以上の方が15.2%であったとの答弁。

委員より、後期高齢者医療制度に加入されている方で利用されているのは特定の方に絞られるのではないかと。事業の効果について疑問を感じているが、市ではどのように考えているのかとの質疑に、アンケートの中で自分の体の健康状態に改善があったかを問う項目があり、86.5%の方が健康になったと実感しているとの回答であった。また、施設に来ることで閉じこもりの予防効果になった。楽しみがふえたとの回答が78.5%あり、体の健康面だけではなく、閉じこもりの予防や人との触れ合う場であったりして、高齢者にとって医療ではない必要な部分であるのではないかと認識しているとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立多数にて議第117号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護保険制度が始まって最近の一番身近な問題として、介護人材不足が最も大きいもの

ではないか。民間の介護施設との話し合いの場でそのような問題は出ていないかとの質疑に、民営福祉会という団体があり、その方々との会話の中で人材を何とかならないものかと話に出てくる。民営福祉会と話し合っ、今年度高校生を対象にバスで施設をめぐる事業を実施したが、大変好評であった。また、市外から市内の施設に勤めている方に対して助成金を出すなど、市でも人材確保に取り組んでいるとの答弁。

委員より、認知症の方の徘徊にGPSで対応する認知症徘徊高齢者捜索業務委託料がわずか1万7,000円ほどであるがとの質疑に、平成29年度の利用は2件となっているとの答弁。

委員より、年間2件というのは、制度の周知不足ではないか。周知により利用する方は多いと思うとの意見。

委員より、テレビなど報道で高齢者への虐待が取り上げられているが、窓口相談に来られる方はどのくらいかとの質疑に、介護高齢課担当分で新規相談、通報受理件数として年間20件前後であるとの答弁。

委員より、相談に来られるのは本人か。どのような方との質疑に、ケアマネジャーや家族の方、民生委員の方であるとの答弁。

委員より、なかなか表に出にくい事案であり、行政で全部つかむのは難しいと思う。想像するに、20件程度ばかりではない。民生委員や社会福祉協議会などとの連携はとられているのかとの質疑に、こちらで把握しているのは氷山の一角と認識している。行政だけで把握するのは難しいので、人権擁護委員、民生委員、警察の方などいろいろな団体の方で構成する高齢者虐待ネットワーク会議により虐待の情報をキャッチして、虐待に苦しむ高齢者が少なくなるよう取り組んでいくとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立多数にて議第118号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第115号及び議第119号から議第122号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第115号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、過疎債を充当しているということだが、収入を借金で賄っていることになる。返還の見通しはあるのかとの質疑に、今回はスキーセンターの改修工事費と圧雪車購入の財源として過疎債を充当したが、本来であれば特別会計のため、利用料で補うべきと思うが、現在の経理状況では一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であり、利用料で回収できるかとなると困難な状況であるとの答弁でした。

委員より、今後大規模改修が必要となると考えるが、例えばワイヤーの張りかえとか鉄塔機材の耐用年数が来ると思うが、改修などの必要なものの改修費用は幾らになるのかとの質疑に、ことしもリフトの整備工事で1,250万円ほど支出しているが、蒲萄スキー場は平成4年に設置して以来改修をしていない機器類が相当あるので、同等程度の経費が必要と考えられる。また、リフトの支柱のそのものとなると別問題であり、経営の基本の部分となるので、リフトの支柱については手を加えながら健全な形で運行していくという考えであるとの答弁でした。

委員より、人の命や安全にかかわるようなリフトなどは事故が起きる前、耐用年数が来る前に取りかえるのが基本だと思うが、計画はないのかとの質疑に、運行前のリフトの安全点検は義務づけられているものなので、安全点検をしっかりとやっている。また、毎年のメンテナンスもシーズンの終了後交換しなければならないものなどは予算をいただいて、安全運行に心がけているところであるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、使用料には不納欠損処理されるものがあるが、欠損する条件とはとの質疑に、なるべく不納欠損しないよう努力しているが、地方自治法により5年を過ぎて時効を迎えたものを欠損処理しているとの答弁でした。

その他質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設維持管理経費の各種委託料だが、委託を受けている会社は地区ごとに違っているのかとの質疑に、それぞれ処理場ごとに、またそれぞれの業務ごとに入札により最低落札者と契約し、委託をしているとの答弁でした。

委員より、この委託業務は地元業者の委託はあるのかとの質疑に、地区ごとに委託業者については荒川地区は公衛社、神林地区は北部衛生社、村上地区と朝日地区は緑水工業、山北地区は緑水工業とアクシィーズと北部衛生社の3社で、それぞれ最低落札業者に委託しているとの答弁でした。

委員より、農業集落排水も下水道も使用料は水道メーターの検針により料金を課していると思うが、間違いはないかとの質疑に、そのとおりであるが、その他に井戸水を使っている人には、井戸にメーターをつけているとの答弁でした。

委員より、メーター取りかえ業務委託料だが、農業集落排水は209件、96万5,000円、公共下水道は388件、168万円だが、1件当たりの単価の違いは何かとの質疑に、公共下水と農業集落排水で使用するパイプの口径の違いで、1件当たりの単価が違ってくるとの答弁でした。

委員より、農業集落排水の施設について、耐用年数の観点から今後の対応についての計画はとの質疑に、昭和59年に供用開始した中浜処理区が一番古く、耐震工事については昨年越沢処理区が改築更新が終了しており、今後も古いものから管渠や上屋、電気設備などそれぞれに耐用年数があるので、耐震診断を実施している。中浜処理区も診断中であるが、更新の必要なところがあれば更新していくことになるが、工事を実施するまでには耐震後の工事の申請書を作成し、設計書の作成が必要で約3年かかる。今後検討しているところでは高根地区、その後蒲萄地区の予定であるとの答弁でした。

その後さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、簡易水道事業と上水道事業との統合、公営企業への移行についてはどのように考えているのかとの質疑に、統合については国では平成28年度末と当初指針を示したが、3年延長され、平成31年度末とされている。財政的なシミュレーションをした上でと考えており、統合するかしないかも含めて現段階では統合の時期についても決定はしていないとの答弁でした。

委員より、公営企業法で収支をきちんとするようになってはいるのだが、簡易水道は一般会計から2億円近くの補助金が入っているので、これは地方交付税の算定根拠になっているのだが、これがなくなるということは、統合した結果全体の水道料が上がることになるのではないかとの質疑に、簡易水道が公営企業法の適用を受けるかどうかは資産を調査しているところで、企業会計による貸借対照表を作成して財政シミュレーションが必要となり、現段階で水道料金が上がることは考えていないとの答弁でした。

委員より、水道料金と下水道料金の統一作業を平成31年、平成32年で計画していると思うが、現段階での進捗状況はとの質疑に、水道事業と下水道事業についてだが、この2つの料金については、合併協議において統一するとされていて、基本料金は平成30年度に統一し、各地区市内全域で同一となっている。しかし、従量料金の統合については、昨年度に上下水道事業審議会を設置し、時期、額について審議をしているところであり、来年度にかけておおむね一定の方針が出てくるのではないかと思うが、何分難しい問題なので、審議会の委員にも慎重に審議をお願いしている。その都度

経過も含めてお知らせをしていきたいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第112号の討論を行います。

通告のありました原案の反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、議第112号、平成29年度一般会計決算認定について、反対の意見を申し述べさせていただきます。

反対の理由の1つ目としては、香藝の郷の土地、建物購入、一般会計だと建物購入になるのでしょうか。市民の皆さんから再審査請求が監査事務局に提出をされて、その監査結果についても回答をされていました。その回答のくだりの中で、議員に対する説明が不十分であったという項目が入っていました。私は、これは場合によっては百調査法を発動して、議員の調査権で議論すべきだというふうには思ったのですが、何分にも賛同する人が少ないので、そんなことはできないと経過したわけではありますが、そのことからしても、説明が不十分であったなんていう監査事務局の回答がなされている中でこれを承認することはまずできないということです。

それから、スケートパーク事業です。きょうも議論ありましたけれども、事業が始まったのが決められたのが1月と。3月から建設工事が始まったということなのですが、いろいろお聞きしたところ、ほじくってみたらコンクリート殻が出てきたとは言いますが、実は村上市は私子どもだった、幼かったからでしょうけれども、よく覚えていないのですけれども、スケートリンクとか水族館とかあったのだよなということだったのですが、それから市民の方からも私に対しても厳しく、ちゃんと審査しなくてはだめだというふうにご指摘もあったわけですが、実は図面はちゃんと村上市は所有していたと。3カ所試掘をしたと言われていましたけれども、ではないところを試掘したのかなとか、昨年度の予算の内容でありますから、執行された予算の中でありますから、疑問を持ちま

した。きょうもいろいろ議論されてしまし、委員会でも審査されたということですが、説得されるような答弁、議論なかったように思います。

それから、国内最大級の施設ということで始まって、うまくいけばすばらしいなと誰もそう思われたと思うのです。きょうの討論でもありました。ところが、この議会の審査が全部終わったときに、政策推進委員会から説明したいということで、この規模ではもっと来客数をふやさなければ採算とれないかのような、わけのわからない説明あったのです。つまりやみくもに、別に市民の皆さん、国民の皆さんにスケートボード場としてご利用いただくということで、市が責任を持ってやると。市民の皆さんが心配する第三セクターの二の舞になるなよと言われていたわけでありすけれども、第三セクター以上に直営でやるということで、しかも見通しが甘かったかのような、審査が終わったごろに出されるということで、非常に衝撃を受けました。納得できません。

それから、山北道の駅、この件については和解をしたわけですから、余り言いたくないのですけれども、私自身が経験をしてきたことですから、お話ししたいと思います。要するにこの委託とか、それから今は指定管理というふうにもなっていますけれども、人を派遣するような仕事、請負に出すような仕事では、職業安定法とか労基法とか諸法規を遵守することというのがその契約が成立する必須条件です。ある職員の方からはいや、そんなもの一番安いところに出せばいいのだ。それは違うのです。諸法規が遵守をされていなければ成り立たないのです。私が経験したのは、ある官庁でありますけれども、ある官庁に対して別な、当時は労働省でしたけれども、監督官が乗り込んで来て調査に入ったと。その結果は余り話したくないですが、重大問題として当時の自治省に私直接交渉に参りました。担当係長さんが出ていらっやって、30代ぐらいの人で、全部答弁ほとんどそのおつきの方がお話しなさったわけですが、よく話を聞いてくださいました。それほど重大問題を安ければいいのだよなんて、そんな一言で片づけていいのでしょうか。到底納得できません。こんなことはイロハのイの字ですから、調べてもらえばすぐわかるので、これだけにとどめます。

それから、水害問題です。ダムの放流の問題で昨年、一昨年と議論をしまいいりました。村上市の態度からいえば、三面ダムなんて県の管理の川だと。一言です。関係ないということです。それから、振興局にも参りました。村上地域振興局です。はっきり申し上げます。担当者の方、その他私6人ぐらいの前で意見交換したのですが、三面ダムがあれば要するに会計検査院が調査をして、洪水調整能力がないダムということで、全国で何力所もないような調整能力がないと言われるような資料が発表されていました。そういうのはどうなっているのかと聞いたところ、堂々とその担当者の人は、何も問題ありませんとおっしゃいました。去年の3月ですか。村上市は、県の管理だからということで一言なわけですが、それで今どうなっているかという、ご存じのように西日本の豪雨で上流にダムがあるようなところで緊急放流、ダムが崩壊すればとんでもない被害が出ますから、放流することはもう法律で許されています。私は、神林村議時代からあの羽越大水害、荒川の問題でこの件をずっと国にも要請してきましたし、議会でも議論をしまいいりました。だから、

この村上市議会でも同じようにやってきたのですが、三面ダムどうなっているかといえば、問題なしということだったわけですが、しかしながら西日本のあの豪雨では、上流にダムを持つところで大変な被害が出たと。病院の2階にまで達するような泥水が来たということでもありました。ですから、これから私がそのことを問題にしてはいますけれども、この災害に対する備えというのは、立場を超えてみんなで考えて対策を考えていかなければならないと思います。

ここで提起したいのは、ダムのおおよその寿命というのは70年なのだそうです。三面ダムというのは、つくられたのが昭和27年、竣工したのが昭和27年だそうですから、私が昭和27年生まれましたから、もうすぐあつという間に70歳なのです。寿命は70年だと言われています。ですから、立場を超えてどうするのか議論を始めていかなければならない問題だと思います。方法はいろいろあるかと思います。ダムを撤去するか、あるいはしゅんせつするか、それから堤防をとんでもない万里の長城のような堤防つくるか、それとも低いところにあるようなものは全部高台に移すようなことをするのか、国費もかかることでありますから、問題提起だけにとどめますけれども、しかし村上市民の命と安全、財産を守るという点で重要なことでありますから、このことを、また台風が接近して史上初めての列島縦断なんていう話も出ていますので、警鐘を乱打する意味からも、このことも指摘させていただきます。

以上、終わります。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

昨年度は、夕日会館の訴訟や旧香藝の郷の購入など、総合計画にない支出が見られました。市民の方の中にも、おかしいと言っているのにも何も思わないのは行政と議会とまで言われました。私も、この議会で仕事をさせていただいて、平成18年の4月に当選して以来、実は今回の定例会がちょうど50回目の定例会でございます。ですので、一般質問も50回やったわけですが、私の考え方は、たとえ反対しても皆さんの意見が賛成多数でそれが可決された場合にはああ、可決された意見のほうが正しいのだなということで、こういった認定に関しては、たとえ反対していても最後の認定は賛成をする立場でずっと実は来ておりましたが、このたびのこの歳入歳出の決算認定につきましては、どうしてもやはり賛成するわけにはいきません。

その中に、市長は自分のお金でないから、当初180万円ほどだった弁護士料も追加でどんどん支払う。市に買っていただきたいと向こうから言っているのにかかわらず、その物件には特殊価格で通常よりも高いお金で買うことになる。そのことについても容認はできません。今回の基金の決算を見ますと、決算の年度末残高は93億2,136万7,000円となっておりますが、現在高を先般確認したと

ころ、86億6,620万円ほどになっております。この中に新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金20億円ございますが、これも25億円になっています。この25億円に市長がしたときに、その5億円をどこから持ってくるのか。財政調整基金の残高は、現在5億数千万円と聞きました。そのためにもしも今回の合併特例措置逓減対策準備基金などの取り崩し、いろんな方面で使う金をただつくっただけとするならば、この平成29年度の決算中にやはり25億円に、村上総合病院の移転新築支援基金も25億円にしておくべきだったのだらうと思います。使ったお金はどうしようもございません。夕日会館、旧香藝の郷の議案については、私は反対したのものとしてこの議案に対しても反対させていただきます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第112号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第112号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

休憩のため、午前2時40分まで休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第113号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） お疲れさまです。議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてであります。反対の討論を行います。

旧香藝の郷の購入については、住民監査請求を要求されたり、またこれからは訴訟にも発展しようとしております。いまだに私も、購入価格の根拠が納得しておりませんし、訴訟に発展した土地取得であることから、議案に対しては反対するものであります。

また、このたびはこの使い方につきましても、400万円ほどのお金を使って近畿日本ツーリストに委託をする。要らない金ばかりが飛んでいくのだなということを感じております。

反対の討論終わります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第113号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第113号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第114号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第115号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第115号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第116号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で意見を申し上げます。

認定額14億7,463万9,422円、収入済額12億3,648万5,517円、収入未済額2億971万1,364円という金額の決算表を見まして、認定額に対して収入未済額の比率が14.2%もあるというのは重大な問題です。これは、国民健康保険が自営業、年金生活者など比較的低所得者が加入する保険だからです。特に地方経済の低迷、年金の引き下げが影響していることが挙げられます。市民が平等に医療を受けられることができる制度、健康で文化的な生活を送ることができる制度、この国民皆保険制度を私たちは守り、発展させていくことが義務であると思っております。健康寿命を伸ばす取り組みを充実させること、予防医療事業を広く展開することも必要と考えますが、低所得者ほど国民健康保険税の負担が大きくなるという不合理の解消、国の助成をふやすように要望することを強く求めます。

以上の立場から、平成29年度の決算には反対いたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第116号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第116号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第117号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第117号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第118号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番(稲葉久美子君) 議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言いたします。

平成29年度介護保険決算では、調定額14億3,911万7,166円、収入済額14億2,493万7,731円、収入未済額1,130万4,630円ということで、市民の収入は年金額の減額を初め、仕事をしている場合でも安い賃金で働いていることから、払いたくても払えない現状だということです。高齢化社会を迎えている現在、給付がふえることはとめることができません。介護制度はあるが、介護を受けられないということのないように、低所得者には応分の保険料負担にしてほしいと思います。3年ごとに保険料が値上げされている。平成30年度では月に600円で、年間7,200円増の負担です。

それから、介護報酬についてです。平成27年度に報酬改定で4.48%の大幅に引き下げがされました。その後、平成30年度の報酬改定でプラス0.54%にはなったものの、利用率が高いサービスに目をつけて基本報酬を下げるというやり方です。デイサービスは、適正化という形で引き下げのターゲットにされ、矛盾が集中したサービスとなっています。リハビリで自立支援や重度化防止を進める体制づくりも大切ではないでしょうか。この夏高齢になり、体が重いように機能しなくなった人たちがいて、特に感じました。そもそも介護支援利用者にとっても、また介護事業所にとっても社会保障制度は使いやすい制度でなくてはならないと思います。行政から国や県に介護保険制度に係る財政助成を底上げするように要望していただきたいと思います。平成29年度の決算について反対

の意見を申し上げました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第118号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第118号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第119号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第120号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第121号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

最後に、議第122号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番(竹内喜代嗣君) それでは、議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について、反対の意見表明をいたさせていただきます。

理由は、従量料金の統合に向けていくわけでありますが、従来も主張してまいりましたけれども、大規模な送水管本管の入れかえなどがある場合に、値上げを抑制するためにできる事業を国と協議をしながら値上げを抑えるための制度設計をしていただきたい。また、一般会計からの繰り入れもできるのではないかなと思われまますので、協議をお願いしたいと思います。

何でいつも反対するのだと思っている方もいらっしゃると思いますので、そもそも私神林地区出身なのですが、平成19年度の水道事業の決算では著しく差異があつて、最低と最高で簡単に言えば給水原価が利益率が大幅に違うということで、これでは不公平ではないかということで問題提起して反対を、統合をということですと意見表明をしてきたわけでありまして。今回一気に進んで、従量料金統合まで行くわけでありましてから、何としても国と協議しながら、これはこういうまず広大ないわば僻地でまさに僻地認定もされているわけでありまして、この料金は上水道を運営していくためには通常のやり方では大変なので、統合について必要な施策を協議をして考えていただきたい、そのことを指摘いたしまして、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第122号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7 議第123号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第123号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第123号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。5月の豪雨災害時における防災行政無線による避難勧告の伝達が不十分であったこと、8月の非常勤特別職職員の加害による交通死亡事故、本定例会でご指摘のあった観光案内パンフレット

の不備記載に関する業務執行、村上市スケートパーク建設工事請負契約の変更に関する不適正事務処理といった度重なる市職員の不祥事に対しまして、私自身管理、監督の責任者として深く責任を感じ、常勤特別職三役の給料を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 先日この議案に対しての提示がございまして、市長、副市長におかれましては100分の40、それから教育長におかれましては100分の20という数字が示されておりましたけれども、今提案の理由の中で4項目挙げられておりました。そのうちもちろん4項目は市長の所管、副市長の所管、それから2項目は教育長の所管。いわゆる4と2という違いは、これは責任を負うべき職務の数というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） そういうことであります。

○議長（三田敏秋君） 4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 非常にこれ判断に迷っているのですけれども、それで3カ月という期間を区切られたわけですけれども、3カ月よりも長くない、3カ月よりも短くない、3カ月とされた根拠は何でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 常勤の特別職の職員の給与、これを減額するという事は、これは非常に重大なことであります。その中でも、とりわけ人の命にかかわる事案が1つ入ってございますので、その部分につきましては、その処分の度合いの大きさ、これを勘案をさせていただきました。これが10分の1、100分の10、1カ月もしくは3カ月、それぞれの状況があるわけでありまして、これまでの市がとってまいりました特別職の処分、これに勘案をさせていただきますと、その中で最大級の処分を行ったということでございます。

○4番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 市長にお聞きしますけれども、この前再審査のときに、市長から本間議員のほうからですか、みずから報酬カットという話出たときに、懲戒委員会の結論が出てからという話しされましたけれども、今回のこの内容については、その結果を踏まえてやったのか、それともみずからそういうふうに対応したのか、どちらなのか教えてくださいませんか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） さきの総務文教常任委員会の中でご質問に対して私が答えましたのは、5月の事案に対しましては懲戒審査委員会からの答申はいただいております。ただ、それについてなお

第三者意見を聴きたいということでお話をさせていただきました。

その後、8月6日以降の部分につきましては、本日冒頭諸般の報告で申し上げましたとおり、懲戒審査委員会から答申をいただきましたので、それを踏まえて、それは職員に対する処分であります。その度合いを勘案をいたしまして、私どものその処分の度合いについて、これまでもそれと並行しながらやってきたわけでありまして、先日の常任委員会での議論を踏まえて、早急にこのことには取り組みをさせていただいたということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 総務課長にお聞きしますけれども、今回の市長の報酬40%カットというのは、下手すると課長の給料よりも少ないという可能性もあると思うのですけれども、どうなのでしょう、その辺。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 市長の報酬等につきましては、条例で金額いただいていますので、計算はできますが、40%カットになりますと48万円ほどになります。私の給与なのですが、41万円余りでございます。申しわけございません。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） わかりました。

それで、ちょっと総務課長にお聞きするのですが、8月27日に議会運営委員会がありましたよね。その前の8月22日に今回の変更の契約があったわけですね。スケートボードの変更契約というのは、8月22日になされましたよね。それで、9月3日に本会議があったわけですね。普通ですと、議会運営委員会のときに総務課長がいつも議案の説明をされます。本来は、どこかの時点で1,000万円以上だということに気づくのがやっぱり総務課長が一番気づかなければだめだというふうに私は行政の仕事として思っているのです。副市長も、それに責任はあると思います。その辺の対応をこれからどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） まず、おっしゃるとおり、ことし今回の場合そこに気づくのが確かに遅かったということが大きな反省点としてございます。

先回の再審査のときにお話し申し上げましたけれども、やはり担当職員、特に課長との連携を小まめにとりながら、一つ一つの事象に対してそれをしっかりと受けとめて、市長並びに総務課長に伝えながら、必要があればその都度議会にもご報告申し上げる、こういったことを徹底していくということが一番必要なのかなというふうに反省をしております。

○19番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 市長の答弁の中に、懲罰委員会からの結果が職員に対しての結果が出たとい

うことで、我々の特別職に対して今上程したのだというお話ございましたが、その職員の懲罰に関する決定はいつ通告、告示するのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 懲戒審査委員会の委員長を仰せつかっております。この点につきましては、先日市長のほうにその委員会の決定としてお伝え申し上げたところでございます。一昨日であったかと思えます。

以上です。

〔「きょうだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 訂正して申し上げます。

きょうでございます。

○10番（本間清人君） いや、だからそれはいつ今度告示というか.....

〔「公表になった」と呼ぶ者あり〕

○10番（本間清人君） きょう告示になった。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 答申の内容といたしましては、公表すべき事案、公表しない事案幾つかの答申がありました。それにのっとって本日公表することにしております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今副市長が委員会の委員長だというお話でしたが、その委員会の委員長がまたみずからこういうふうにしてくる、何かおかしいですね。

委員長は、その委員会を統括する座長でありますけれども、その委員会のメンバーを教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） まず、申し上げますけれども、懲戒審査委員会におきましては、職員の処分に対する審査をするのであって、特別職に関しては委員会の審査の対象にはなってございません。

ただ、今申し上げましたように、職員の処分に対する調査審査委員会の委員としては、今回は委員長のほか総務課長、財政課長、建設課長、市民課長、以上でございます。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 6番、渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） この条例の提出は、目的として4つ項目挙げられたのですけれども、あとの2つ、スケートパークの件と今回定例会で問題になりましたパンフレットの件なのですけれども、その2つを切り離して、特にスケートパークとパンフレットの件なのですけれども、今回追加議案もらいまして、かなり早いな、こういうのが出てきたなと思ってのです。通常ですと、ほかのやつ

ですと交通事故なんかですとかなり時間たって、全部解決してからその処分というのが出てくるのですけれども、今回その4つ合わせたということでかなり早く出てきたのですけれども、特に今定例会で問題になったスケートパークとパンフレットの件については、もっと時間を置いて処分というふうな形にはならなかったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 私から申し上げたいと思います。

5月に発生した案件につきましても、多少時間がかかっていたということもございまして、特に市民の皆様方、そして議会の皆様方には速やかにこのことについてもやっぱり対応すべきだろうという判断がございました結果、以上とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 今定例会で問題になりましたそのスケートパークの件とパンフレットの件でありますけれども、市政の重責を担う課長さんの不手際といいますか、ミスということであります。優秀な課長さんお二人でありますので、なぜそういうことが短い期間に立て続けに起こったのか、大変不思議であります。その原因として、例えば組織の問題であるとか、庁内の空気の問題とか何かあるのか、その辺もうちょっと詳しく、確かに私もスケートパークの件については最初の委員会、そして再審査のときも委員外議員として出ておまして、市長の謝罪の言葉も聞きましたけれども、再発防止を訴えるのであれば、そのようなところもう少しというか、もっと今言ったように組織の問題なのか、庁内の空気の問題なのかわかりませんが、その辺もうちょっと調べるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 職員の処分につきましては、それこそそれに重い、軽いがあってはなりませんので、適正な形で前例にのっとった形でやっていきます。その中で注意喚起をしっかりと求めていくということになります。

今回の事案につきましては、少なくとも変更契約の部分、議会に対して提出をする、その手法について著しく適正を欠いたということは、私自身がそういう認識をしております。このことにつきましては、事の重大さに鑑みまして、今回直ちにそれに対して処分を行うという判断をしたところであります。

今議員からご指摘のある再発防止部分、今後の庁内の体制づくり、そういうものにつきましては、早速私のほうからもう既に先回の私が委員会に出席をさせていただきましたのが20日でございますので、その後直ちにその旨指示をさせていただいているところであります。これは、いずれにしても早い、遅いの話ではなくて、しっかりとやるべきことはやるという、この覚悟を持って取り組む、それが必要だということが今回の処分の判断につながったということでございます。

○6番（渡辺 昌君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） 本案に対して、反対する立場からちょっと私の考えを述べさせていただきますけれども、提案理由として4つの原因があると、そういう形で先ほど説明あったわけですが、スケートパークの問題につきましては、さきの委員会で原因は何であるかとか、それらの問題の分析を進めた上で報告を求めていたはずですが、それがなされる前にその処分案が出て、それを決定することについては時期早尚と。ですので、4つの原因の中の1つ、スケートパークが一緒になっていることについて、これは私の中では納得できないという部分で反対させていただきます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第123号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第123号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員発議第4号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

議員発議第5号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議員発議第4号及び議員発議第5号を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第4号及び第5号ですが、いずれも学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についてとなりますが、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月12日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様にお配りの資料のとおりとなります。

賛成者は、鈴木好彦議員、板垣千代子議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、本間清人議員、佐藤重陽議員、鈴木いせ子議員、提出者は、私小杉武仁でございます。

第4号の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

第5号の提出先は、新潟県知事であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第4号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第5号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第6号 C型肝炎感染被害者の救済を求める意見書の提出について

議員発議第7号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

○議長(三田敏秋君) 日程第9、議員発議第6号及び議員発議第7号を一括して議題といたします。
提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

2番、河村幸雄君。

〔2番 河村幸雄君登壇〕

○2番(河村幸雄君) ただいま上程されました議員発議第6号 C型肝炎感染被害者の救済を求める意見書の提出に関する陳情について、去る9月14日開催されました市民厚生常任委員会で審査され、願意了承とされた陳情に基づく意見書の提出であります。会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者、尾形修平議員、大滝国吉議員、平山耕議員、稲葉久美子議員、木村貞雄議員、長谷川孝議員、渡辺昌議員、そして提出者、私河村幸雄でございます。

次に、議員発議第7号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について、本案も同じく市民厚生常任委員会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であり、会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

賛成者は、尾形修平議員、大滝国吉議員、平山耕議員、稲葉久美子議員、木村貞雄議員、長谷川孝議員、渡辺昌議員、そして提出者は、私河村幸雄であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定を承りますようよろしくお願いいたします。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第6号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第6号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第7号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第7号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第8号 公立小・中学校における空調設備設置の導入促進に関する
意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第8号 公立小・中学校における空調設備設置の導入促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第8号 公立小・中学校における空調設備の導入促進に関する意見書について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

意見書の文面につきましては、皆さんにお配りの資料のとおりとなります。

ここで、提案理由についてご説明いたしますが、近年地球温暖化による影響で全国的に夏の暑さが非常に強くなっています。特に本年の夏は、連日真夏日や猛暑日を記録し、児童生徒が1日の大半を過ごす教室内の温度は学習する環境とは極めて厳しい状況にあり、体調不良を訴える事案も多く確認されています。新学期が始まる9月にもその暑さはおさまらず、児童生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしています。このような児童生徒の学習しやすい教育環境を整備する上で、小・中学校に空調設備を設置することは、本市において極めて緊急度の高い事業と捉えていますが、学校施設においては、これまで耐震化に優先的に取り組んできたことから、今後も老朽化対策や防災機能強化などの課題が山積しており、地方自治体の厳しい財政事情の中、これらの対策と並行して空調設備を設置するためには、国によるさらなる推進と十分な財政支援が必要不可欠となります。

学校保健安全法に基づく文部科学省告示の学校環境衛生基準には、教室内の気温は10度以上、30度

以下であることが望ましいとあります。この基準に照らしても、教育環境の改善は喫緊の課題であり、国が主体的かつ早急に取り組まなければならない大きな課題であると考えます。よって、政府においては、将来を担う子どもたちの教育環境を改善するため、公立小・中学校への冷暖房等の空調設備設置導入促進に対する助成制度を大幅に拡充されるよう強く要望する必要があるため、ご提案いたしました。

本案の賛成者は、鈴木好彦議員、板垣千代子議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、本間清人議員、佐藤重陽議員、鈴木いせ子議員、提出者は、私小杉武仁でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、どうかご賛同を承りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第8号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第9号 議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）

工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第9号 議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第9号 議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議の提案理由の説明を申し上げます。

本日の委員長報告のとおり、本議案は9月20日に議第96号の再審査のため開催されました総務文

教常任委員会の終了後、議第96号に対しては附帯決議を行うべきものとし、上程するものです。

議第96号につきましては、先ほど可決されたところではありますが、議会の議決に付さなければならぬ工事請負契約の変更が生じたにもかかわらず、議会の議決を経ず、既に着工済みという不適切な契約事務処理が発生したことに対し、再発防止に向けた取り組み等について附帯決議をするものであります。

ここで、附帯決議（案）を読み上げます。議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議（案）。

このたびの総務文教常任委員会の際、「議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結について」の議案審査において、当該変更契約が仮契約であるにもかかわらず、既にその工事の大部分が完了していることが明らかとなった。これはひとえに行政事務の怠慢であり、担当部署だけでその判断をしていたことに大きな問題があると指摘せざるを得ない。

また、工事の進捗において、地中に大量のコンクリート殻や岩石が含まれていたことは想定できなかったかもしれないが、搬出量も大幅に増え、結果として専決の範囲を超えてしまったとしても看過できない事案であり、さらに関係部署や議会に中間報告等もないまま工事が進められたということは誠に遺憾であり、その対応においても猛省していただきたい。

そこで、市長をはじめとする理事者は、行政事務の在り方をより厳格にし、今後、議会と理事者の信頼関係を損なうことのないよう、下記について厳に求めるものである。

記、1 事務の執行に当たっては、庁内各課での連携及び情報共有を綿密にし、事業における進捗状況の的確な把握や適切な指示ができるよう確認体制の強化に努めること。

2 工事の進捗管理において、情報の透明性の確保について検討策を講じ改善すること。

3 工事請負契約における変更契約については、適切な工事管理による確認により、時期を逸しないようにすること。

4 関係部署との協議を十分に行い、適切な人員配置を含む業務改善に取り組み、実効性ある仕組みを早急に構築すること。

以上決議する。

以上が決議文となりますが、本案を村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

賛成者は、鈴木好彦議員、板垣千代子議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、鈴木いせ子議員、提出者は、私小杉武仁でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、どうかご賛同を承りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 大変お疲れさまです。私、20日の委員会でこの議第96号に対して反対をして、少数意見の留保を求めた立場から、この附帯決議に対しての作成にかかわっていないものですから、ちょっと確認させていただきたいのですが、まず1つには、この附帯決議は誰のための、何のために行う決議なのか、ちょっとそこをはっきり確認させていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） この決議文にもあるとおり、市長初め理事者の方々、行政全般において今回はさまざまな問題があってこういう事案が発生したわけでありす。きょうも、佐藤議員のほうからこの少数意見報告書が提出されております。その中にもあるとおり、二元代表制があるということで、私ども議会としてしっかりとチェックをする上でも、この附帯決議を付することでさらにチェック機能を強めていくことができるだろうという委員会の中での話が出されました。

それと、その二元代表制においては、私どもも市民の方から負託をいただいてこの立場をいただいております。この附帯決議を付することによって、市民の皆様方の目線もまた強まるように感じております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 何か誰のために、また何のためにというところがちょっとぼやっとしているような気がするのですが、もう一点お尋ねします。

この4項目の事項が附帯決議として唱えられているわけですが、この4項目よく見ると、例えば1、何々確認体制の強化に努めること。2、何々検討策を講じ、改善することとあるわけです、4項目。よく見てみると、この4項目の結び言葉、何々のことを抜くと、行政が仕事に向かう姿勢、標語みたいな感じがするのですが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） この決議案は、私のもとでつくったものでございます。内容としては、やはり今回の工事の進捗の中でこういう問題が発生をしたということは、皆さんご承知のとおりだと思います。きょうの委員長の報告にもあったとおりです。

しかし、この進捗の中で問題が発生して、一番の問題はやはりきょうも多々出ておりました報告が怠った。行政側が私どもに報告がなされなかったということが非常に大きな問題だというふうに私自身も捉えております。決議文の中にあるとおり、この問題をどのような形で今後再発防止に努めていただくか。このことということを外すと、私としては議会側から申し述べることはこういう形で申し述べたほうがいいということにつけさせていただいたこととございますが、よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） わかりました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。委員会審査の際に、今佐藤議員がおっしゃったように、その少数意見の留保を賛成したものから、私も携わってはないわけではありますが、局長が確認をして議長会のほうに確認した際に、この議案に対しては、地方自治法違反の状態である。ですので、このままにしておけない。賛否をとるにしても、賛成という結論に達した場合には、附帯決議を付すなりしたほうがよろしいですねとアドバイスをいただいたもとにやったのではあるのだろうというふうに思っているのですが、ただどうもこの文章ずっと読んでみると、私は賛成した方々のその裏づけと何か言いわけの決議なのかなという気がするのです。

例えば今回のその議第96号に対しての決議だから、この文面でいいのかもしれないのですが、題してもこれは村上市スケートパーク建設、今回の問題に特化しているわけです。ということは、この建設が終了した場合にはこの決議は何の効力もない。何の意味もない。この決議をもとに、本当であれば理事者側がこのことについて今回のことはこうします、こういう体制でいきますというのがあってしかるべきであって、議会からの文面ではないような気がするのです。本当の附帯決議をするのであれば、今後このような問題があった場合には市長に対してとか、例えば担当課に対して議会としても議長を通じて嚴重注意とかいろんなことをするというふうになる、その辺はいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） ご意見として承っておきます。

しかしながら、委員会賛成者のもとでこの内容についても協議いたしました。そこで、上げてきたのがこの決議文全てでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） この3番目の事項なのですけれども、工事請負契約における変更契約については、適切な工事管理による確認により時期を逸脱しないことということ書いてありますけれども、これ意味わからないのです。これどういう意味なのでしょう。こんなことは、だって約款や何かにも既に書いてあることだから、別にここの附帯決議にまで出してくるようなことではないはずなのだけれども。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） 今般の委員長報告にはなかったのですが、委員会の中で説明を求めたときに、実は非常にスケジュールが厳しい状態にあったということを伺いました。職員のほうも、荒川地区公民館のほうとかけ持ちしているということで、非常にタイトなスケジュールの中でやっておったわけなのですけれども、工程に無理があってこういう事案が発生した可能性もなきにしもあらず、非常に難しい問題でございますが、この工程は先ほども話し出しましたが、工事をとめるようなことがあっては決してならない。また、その企業体の皆様方がつくっていただいている工程が本当に正しい

のかどうか、その管理についてももう一度見直す必要があるのではないかとということでここに書かせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 附帯決議いろいろ出しますが、例えば附帯とは言いませんが、決議として議会で最近出したのが洋上風力発電について、議会としても推進を求めるという決議を出しました。ところが、それにしても業者が撤退をすると、議会として決議は出してもあとどうしようもないです。どうにもならない。この附帯決議を出したところで、また同じような事例、何かが出たときにではどういうふうにせいということを行った決議なのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） おっしゃるとおり、法的拘束力はございません。それは、ここにいる議員の皆さんご承知のことだというふうに思っております。

そこで、私ども議会は、今回行政側がとったというか、この事案、間違っただけの事案をこれ私たち議員が正していくのも、これは私たちの大きな務めだというふうに思っております。この附帯決議をつけることによって、付することによって、私たちの議員、そして行政側がしっかりと向き合えるというか、私たちもしっかりチェックしていかなければならない。行政は、ちゃんと今後は再発防止に努めて工事を竣工まで続けなければならない。いわば二度とこのようなことが起こってはいけないという附帯決議でございます。どうか皆様方のご賛同がいただければというふうに思ってここに書かせていただきました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第9号について討論を行います。討論はございませんか。

21番、佐藤重陽君。

〔21番 佐藤重陽君登壇〕

○21番（佐藤重陽君） 私も、ちょっとよく考えてみたのですが、このたび上程されている議員発議第9号 議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議に反対の立場で少し討論をさせていただきます。

附帯決議案の中でうたっている市長を初めとする理事者は、行政事務のあり方により厳格にし、今後議会と理事者の信頼関係を損なうことのないよう下記のように厳に求めるものであるとして4項目あるわけですが、これについては、先ほども質疑の中でちょっと触れましたが、村上市が事業遂行に当たっての一般的な注意事項であります。議第96号（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結に関する附帯決議とは言えないと。先ほど本間議員も申し上げましたが、やはりこの附帯決議というものの考え方、この議案に対しての附帯決議であるとい

うこと。そうすると、この4項目というのが非常に薄らいでしまって、先ほども言いましたが、行政が仕事を執行する上でのかけ言葉、標語のようにしか聞こえないわけです。このような附帯決議は市長、行政がこのたびの事件、議第96号に添えて議会に事件解決を求める事項であり、議会が議員の議決、表決に対する言いわけ的な決議では、市民に対するごまかしであり、実効性のあるものとは考えにくいのではないかと。そんなことから、この発議には反対すると、こういうものであります。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

〔3番 本間善和君登壇〕

○3番（本間善和君） では、私は今回の発議に対して賛成の立場で述べさせていただきたいと思えます。

今回のやはり議案については、冒頭から今まで論議したとおり、事務的な非常に初歩的な間違いであるということは、皆さんもご承知のとおりという格好でございます。その中で、こういうことが二度とあってはならぬということで、再発防止に努めていただきたいという格好で、やはり議会ではこれからの対策という格好で理事者並びに執行機関のほうには強く私も先ほど討論でも述べたようお願いしているところでございます。そこに付け加えるには、今回の附帯決議案というものはやはり議会の意思として示すべきであるということで、私は非常にいいことだと思っております。

特に今回の附帯決議案については、工事のみの確かに附帯決議案でございます。その上の段階となると、先ほど別な議員からもお話しになりましたけれども、別問題という格好で、今回はこのスケートパークだけの附帯決議で、私は二度と間違いのないような取り決め、執行部の改革に市長みずから先頭に立って当たっていただきたいということを期待して賛成の意見といたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に

ご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定をし、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成30年第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 3時45分 閉会